

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

(9月24日)
(第11号)

第11号
9月24日

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

第11号

○平成27年9月24日（木曜日）

議事日程（第11号）

平成27年9月24日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡人
31	番	小林	正男
32	番	服部	富児
33	番	津田	健規
34	番	中嶋	年介
35	番	奥野	英広
36	番	今井	智隆
37	番	長田	隆尚
38	番	館	直人
39	番	日沖	正信

40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	水 谷	隆
49	番	山 本	勝
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井	隆 男
書 記 (事務局次長)	原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課主査)	松 本	昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	竹内 望
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	伊藤 隆
環境生活部長	高沖 芳寿
地域連携部長	福田 圭司
農林水産部長	吉仲 繁樹
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村 昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井 敬子
雇用経済部観光局長	田中 功
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西城 昭二
企業庁長	松本 利治
病院事業庁長	加藤 敦央
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	前田 光久
教 育 長	山口 千代己
公安委員会委員	山本 進
警察本部長	森元 良幸
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎

人事委員会委員	戸 神 範 雄
人事委員会事務局長	青 木 正 晴
選挙管理委員会委員	落 合 隆
労働委員会事務局長	田 畑 知 治

午前10時1分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。45番 青木謙順議員。

〔45番 青木謙順議員登壇・拍手〕

○45番（青木謙順） おはようございます。津市選出、自民党の青木謙順でございます。

議長のお許しをいただきましたので、9月定例会議のトップバッターとして一般質問をさせていただきます。

シルバーウィークの連休は爽やかな好天に恵まれまして、地域の敬老会とか、また、運動会などが無事にスムーズに進行されたのではないかな、そんなことを思っておりますし、今日は振替休日でテレビを見ている方もみえるかなと、そんなことも想像しているわけであります。

シルバーウィーク明け直後なのでエンジン全開とまではいかないかもわかりませんが、知事はじめ執行部の皆様には前向きな答弁をよろしく願いたします。

まず、質問に先立ちまして、先般もありましたけれども、私からも先日の台風17号及び18号の影響によりお亡くなりになりました方々及び御遺族の皆様様に謹んでお悔やみを申し上げます。また、県内においても被災をされました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、被災地の少しでも早い復興をお祈りいたしまして、質問に入らせていただきます。

最初に、予算決算常任委員長として7月30日に知事に要望をさせていただいた4本柱の一つとしても取り上げておりますけれども、来年5月26日、そして27日にかけて三重県で開催されます伊勢志摩サミットについてお伺いいたします。

本年6月5日金曜日の開催地決定以降、様々な取組を進められているところですが、少しここまでの状況を振り返りながら、現状や今後の対応等についてお伺いをしていきたいと思っております。

まず、県庁内の推進体制を確立すべく、6月8日にはみえ伊勢志摩サミット推進局が設置され、その後も庁内職員の異動による増員はもとより、地元市町、国、そして民間企業等にも職員の派遣を依頼され、順次体制強化を図られていると聞いております。また、防災対策部や志摩建設事務所にもサミット関連のセクションを設置するなど、組織体制は相当整ってきているのではないかと感じております。

さらに、6月26日には、サミットの円滑な実施に向けた総合調整を行うため、知事をトップとする三重県伊勢志摩サミット推進本部を設置するとともに、7月14日には同推進本部に防災・危機対策委員会と保健・医療対策委員会を設けられ、関係機関と調整を図りながら具体的な取組の実施に向けた検討が行われていると伺っております。

一方で、全県的な受け入れ、推進体制の確立を図るため、6月26日に伊勢志摩サミット三重県民会議を設立され、この県民会議を中心に、関係者へ宿泊サービスを提供する宿泊予約センターの設置や、県民の機運醸成に向けたフォーラムの開催のほか、シンボルマークの作成、協賛、応援事業、寄附金等の募集などに精力的に取り組まれております。この県民会議には我々県議

会議員も顧問として参画しており、それぞれの地域において、サミット開催のPRや機運の醸成に向けて、微力ながら協力をさせていただいているところでございます。

このように、サミット開催決定から3カ月余りが経過し、様々な取組や活動を実施していただいているわけですが、余りにも大きな話でいろいろな動きがありますので、幾つかのテーマに分類しながらお伺いしていきたいと思います。

鈴木知事は、サミット開催による効果を一過性のものとしないうちに、サミット開催後を見据えた事業を企画していくことを表明し、サミットの開催がゴールではなく、県の活性化が図られることがゴールであると言われていたと記憶しております。私も全く同意見でございますけれども、サミット開催という千載一遇のチャンスを生かし、今後の三重県の活性化に資する取組を進めていくべきであると考えております。さて、そこでお伺いしますが、伊勢志摩サミットを一過性のものに終わらせないために、また、本県の活性化につなげていくために、どのような事業や取組を企画されているのかお聞きしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢志摩サミットを一過性に終わらせないための取組などについて御質問を頂戴しました。

サミットまであと245日となりました。サミット成功の要因は三つあると考えています。一つ目は、安全・安心に開催すること、二つ目は、全県的な取組となること、三つ目は、サミットを一過性のものとせず、次世代にサミットの資産を残すことであります。サミットの経験を一過性に終わらせることなく、開催後の地域の活性化につなげるためにも、子ども、若者、女性、高齢者や障がい者など、様々な県民が準備段階から事業の企画に携わり、実施してサミットに参画することが重要であります。

そこで、各国首脳や配偶者をはじめ、サミットに関連して本県を来訪していただく方に満足していただけるよう、本県ならではの歴史や文化、食など

の豊富な資源を生かしたおもてなしの取組を進めるとともに、協賛、応援、寄附を募集し、広く県内外の多くの方にサミットに参画していただきたいと考えております。

特に次世代を担う子どもたちには、国に対し県内開催を要望しているジュニアサミットなどを通じて、サミット参加国など、世界の国々との国際理解や交流を図る事業に主体的にかかわっていただくことを考えています。

さらに、サミットを一過性のものにならないためには、サミットを契機に各分野において戦略的な取組を行っていく必要があります。いわゆるポストサミットの具体的な取組については、今回のサミット自体のテーマなども踏まえたほうが効果的でしょうし、現在策定中のみえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）や、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）も踏まえながら、当初予算の議論の中で検討を進めていきたいと考えております。

サミットという千載一遇のチャンスを逃さず、県民の皆さんがアクティブ・シチズンとしてサミットに関連した取組に主体的に参画していただき、まさに協創の取組を行っていくことで、希望がかない、選ばれる三重を目指していきたいと考えております。

〔45番 青木謙順議員登壇〕

○45番（青木謙順） 改めて、知事の言葉で確認することができました。

本県では、来年の伊勢志摩サミット開催後も、平成28年度は、いろんなところで言われますけれども、伊勢志摩国立公園指定70周年、平成29年度には全国菓子大博覧会・三重、平成30年度にはインターハイ、そして33年度には国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会なども開催される予定ということを随時間かせてもらうわけでありますけれども、非常に大きな行事やイベントが続きますので、ぜひこれらを見据えた事業展開も含め、関係機関等と連携を図りながら、希望あふれる未来につながる事業や取組を展開していただきたいと思います。

次に、今もちょっと触れられましたけれども、3本柱なんですけれども、次に、開催決定後に知事がよく言われているもう一つのテーマ、県全体への

効果の波及、これについてお伺いしたいと思うんですけども、鈴木知事は、開催決定後のインタビューとか伊勢志摩サミット三重県民会議設立時のコメントをいろいろ聞かせてもらおうと、サミット開催の効果を、開催地である伊勢志摩地域だけでなく、県全体に波及させることが重要であると述べてみます。しかしながら、サミット開催地である志摩市のほか、近隣の伊勢市、鳥羽市及び南伊勢町においては、市民会議やプロジェクト委員会を立ち上げるなど、市町単位での推進協力体制を整えていただいておりますけれども、その後、全県的に展開が広がっていく様子はまだまだ、私だけかもわかりませんが、はっきりと見えてきておりません。

私は、伊勢志摩サミットの効果を広く全県的に波及させ、活性化に結びつけていくためには、こうした市町単位の推進体制や協力体制を整えていただいて、それぞれの市町でも市民や町民の機運醸成を図っていくことも重要な取組の一つであると考えておりますけれども、このようなところで、私の地元の津市では6月15日にいち早くサミット関連情報連絡調整会議というのを立ち上げていただいて協力していく姿勢が示されておりますし、当然、県庁所在地でもある津市がこのような姿勢を明確に示されたということは大変ありがたいと思うし、逆に県庁所在地である津市への効果の波及なくして県全体への効果の波及はあり得ないなど、こんなことも思うところでございます。

そこでお伺いしますが、伊勢志摩サミットの効果を全県的に波及させるために、どのような事業や取組を企画されているのですか。あわせて、各市町で設置された推進機関等とどのような連携を図り、どのような取組を進めていこうと考えておられるかお聞かせください。また、配偶者プログラム、新聞にもよく出ますけれども、地域外への波及を図るためにも有意義なものであると考えておるんですけども、配偶者プログラムの内容についてはどの程度県として関与できるものなのでしょうか。現状と今後の予定について、あわせてお聞きしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 各市町で設置された推進機関との連携、これも本当に、青木議員御指摘のとおり、全県に波及させるためには大変重要な、必要不可

欠なことだと思っています。重要なパートナーである市町と一緒にやっていくというのが大変重要であるというふうに思っています。

現在のところは、津市をはじめ8市町で庁内の推進体制をつくっていただいている、それ以外にさらに具体的にやることが見えてきたら、そういうのを検討したいと言っているところもかなりたくさんあります。加えて、地元三市では市民会議も立ち上げていただいています。最初からずっと全ての29市町で同じようにざっと取組が進むというのは普通に考えて余りなくて、それはなぜかという、伊勢志摩サミットの開催自体を支援しなければならない地域と、それ以外のおもてなしとかポストサミットというところにかかわってくる市町と、それぞれやっぱりグラデュエーションがあるとありますので、スタートの起点というのはそれぞれ違うと思います。

一方で、広報計画の中に200日前とか100日前とかというのを一つの区切りをしていますし、最後のほうになっていくと、クリーンアップ活動とか花いっぱいおもてなし運動（仮称）とか、まさに全県でやっていかないといけないものもありますので、今後、主に200日前とかの節目の広報計画からどんどん、どんどんさらに関与していただく市町が増えていったり、配偶者プログラムや、あるいはジュニアサミットが決まっていったり、どんどんまたさらに範囲も広がっていくというふうに思っています。いずれにしても現在29市町との伊勢志摩サミット市町連絡調整会議などもやらせていただいておりますし、冒頭に申し上げたとおり、市町との連携なくしては全県への波及はないというふうに思っておりますので、しっかり心にとめた連携をしていきたいと思えます。

○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二） 配偶者プログラムについてお答えいたします。

配偶者プログラムは国が首脳会議に関連して行う公式行事でありまして、プログラムの日程や訪問先、内容等は国において決定されることとなります。しかしながら、各国の首脳は会議場から離れたところに出向かれる機会はあると想定される中で、配偶者プログラムは三重を世界に

発信する絶好の機会であり、また、県民の皆さんと交流いただく貴重な場になると考えております。

伊勢志摩サミットの日程は、前回の北海道洞爺湖サミットより1日短い1泊2日でございます。日程を勘案いたしますと訪問いただく先は伊勢志摩地域が中心になるものと想定されます。限られた日程ではありますけれども、伊勢志摩に限らず三重の魅力を少しでもお伝えすることができるように、県として最善と考えられる提案を国に対し行ってまいりたいと考えております。

今後でございますけれども、国の決定を待つだけではなく、来月になりましたら、まずは伊勢志摩を中心とした三重の魅力に触れていただくことで、日本の歴史や文化、伝統、あるいは自然といったものを感じていただけるように、訪問先や交流の内容につきましてテーマ性を持った提案を国に行っていきたいと考えております。その上で、国が訪問先などを決定した後は、三重県で担うとされた行程につきまして国と詳細に調整をし、G7各国配偶者の方々の心に残る、そして、県民の皆さんの記憶に残るような最高のおもてなしの機会を演出してまいりたいと考えております。

〔45番 青木謙順議員登壇〕

○45番（青木謙順） 知事から、そして伊勢志摩サミット推進局長のほうから詳しく御説明いただきました。御苦勞をいただいているなという感じがしまして、これからも地元市町の声をしっかりとして受けとめて進めていただきたいなと思うところでございます。

次に、実はジュニアサミットの誘致についてお伺いしようと思ひ、発言通告の時点でも質問を考えていたんですけれども、発言通告の翌日の18日に県から、「次世代につなぐ地球～環境と持続可能な社会～」という議論のテーマや日程案、そして、ジュニアサミットに参加する子どもたちに対して、津市では例えばJFEエンジニアリング株式会社と、それから、四日市市では四日市公害と環境未来館、菰野町の御在所岳などの10施設の視察先など、三重県の独自性を打ち出した内容の提案を外務省に行ったという新聞報道を読ませていただいて、その報道を受けての要望にとどめたいなど、このように思

います。

次代を担う子どもたちが国際問題に興味を持ち話し合うことは、未来につながる有益なものであると同時に、海外の若者に本県をPRする絶好の機会であると思います。ぜひ県内開催が実現されるよう、引き続き国に対して強く働きかけをいただくよう要望しておきたいと思います。

次に、時間の都合もございますので、関連施設についてお伺いしたいと思います。

先日、国際メディアセンターが県営サンアリーナに設置されることが外務省から発表されました。北海道洞爺湖サミットのときには国際メディアセンターとなったホテル、コンベンション内に北海道情報館を設置され、テーマ別に八つのゾーンに区分して様々な北海道の魅力を発信されたそうです。

この北海道情報館は、サミット関係者や各国の報道機関からも高い関心が寄せられ、大変好評であったとお聞きしました。本県でも、国際メディアセンター内に県の情報館を設置する案が出されております。私も、各国の報道機関が集まるメディアセンターに県内各地域の情報発信の場を設けることは大賛成です。何より、知事が言われていた国際観光地として各市町がレベルアップするきっかけ、そして、サミット効果の全県的な波及にも大きく寄与するという点で、大変効果的な取組であると思っています。

そこでお伺いしたいんですけれども、現在県が提案しようとしている三重県情報館（仮称）において、国内外の報道関係者に向けてどのように三重県の個性や魅力を効果的に発信していくのかお聞かせください。

○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二） 三重県情報館（仮称）
についてお答えいたします。

三重県の魅力を国内外に効果的に発信するため、海外からも含めまして最大で5000人もの報道関係者が集まります国際メディアセンター内に、三重県の自然、文化、伝統及び産業などの情報を発信する三重県情報館、仮称でございますけれども、これを設置するために、国に対しまして現在、まとまった面積の確保や、あるいは効果的な場所への配置などについて要望をしてい

るところでございます。

北海道洞爺湖サミットにおきましては、環境がサミット全体を通じてのテーマとなりまして、情報館で北海道の特色ある自然や暮らし等が発信をされました。三重県には、日本の原風景とも言える美しい自然や、その自然との共生の中で生まれ、大切に受け継がれてきた豊かな文化や伝統、豊富な食材があり、こうした三重県の魅力の発信がすなわち、日本の自然や文化、伝統の発信につながるものと考えております。

また、三重県は、伝統工芸に加えまして世界レベルの先端技術が息づいている地でもございまして、特に先端技術につきまして、愛知県など東海3県1市が広域的に連携をし、ものづくりの最新技術をPRする拠点の設置なども、三重県情報館（仮称）に加えまして国に要望してまいりたいと考えております。

こうしたことを国に要望、提案し、協議を重ねます中で、国際メディアセンターにおけます三重県情報館（仮称）の位置づけが明らかになってくるものと考えております。並行して、三重県情報館（仮称）の具体的なコンテンツにつきましては、今後関係部局や各市町とも協議をしながら選定を進めますとともに、選定委員会を設置して選考をしていくことを検討しております。

〔45番 青木謙順議員登壇〕

○45番（青木謙順） しっかりと考えていただいていることがよくわかり安心はしたところでございますけれども、詳細は国との調整というのも必要となると思いますし、何より市町をはじめとする関係機関等の協力というのが必要ですので、いろいろと大変だと思っておりますけれども、全県的なPRを図る取組としてはこれが中核的な役割を担うことは間違いないと思っておりますので、しっかりとお願いしたいと思います。

また、報道関係ということで、プレスツアーも多数企画されているとお聞きしております。既に何件か実施されたようで、新聞記事等でも拝見させていただきました。手前みそで申しわけございませんけれども、私の地元のほうからも、例えば美杉リゾートを活用した企画が提案されていると聞いてい

ますし、今回の伊勢志摩サミットはどうしても海というのが全面的に出ていまして、山間部における意識の醸成や効果の波及はなかなか進んでおるのかなと、こんな印象を受けておるんですけども、この地域は昨年、まだ記憶に新しいんですけども、映画「WOOD JOB！」のロケ地として、そして原作の舞台として大変話題になったところでもありますし、名松線もようやく来春には全線開通となります。また、来月29日からは、私も地元ですけど、白山ヴィレッジゴルフコースにおいて日本シニアオープンゴルフ選手権が開催されることとなっております、多くの方がお見えになって、サミットのPRをしていただく場として活用いただくなど、そういった点からも考慮していただければと思っています。

少し地元の例を挙げましたけれども、三重県にはせっかく様々な文化や魅力がありますので、ぜひ山間部の地域についても関係者の目が向くように、そして効果の波及があるように尽力していただくよう要望しておきたいと思っております。

次に、サミット開催までの間、機運の醸成、先ほども知事の御答弁の中にもありましたけれども、そういった取組についても詳しくお伺いしたいと思います。

北海道洞爺湖サミットの際には、道民全体の歓迎機運を高めるため、開催1年前、それから200日前ですか、100日前といった節目となる時期に関連イベント等を開催するといった取組が行われた。先ほどもお話があったとおりですけども、既に決定時点でもう1年を切っているわけですので、今回伊勢志摩サミットにおいて、県民全体の関心を高めて歓迎機運の醸成を図っていくことは重要であると思っております。

鈴木知事は、先日の伊勢志摩サミット推進本部会議において、200日前から50日単位の節目ごとにサミットに関連したイベントを集中させて、県民の機運を高めていくための広報全体計画を公表されました。

そこで伺いますが、私も先週になるんですけども、9月14日の伊勢志摩サミット三重県民会議企画運営部会、事業推進部会、そして16日の役員

会を傍聴させていただいて、節目に行われるイベントについては少しは理解を進めさせていただいているんですけれども、この際、今日も見てもらっている方もあると思いますけど、県民の皆さんにわかりやすく、どのような内容のものを考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二） 節目開催のイベントについてお答えいたします。

伊勢志摩サミットに向けまして、開催まであと200日、あと100日といった節目に行うイベントは、広報活動を効果的に展開いたしますとともに、県民の皆様の機運を高めるためにも重要だと考えております。

そこで、50日刻みの節目ごとに目的やテーマといったものを定めて広報活動に取り組んでいきたいと考えております。まず、200日前から150日前までは、県内への伊勢志摩サミットの認知促進の時期、150日前から100日前までは、首都圏を中心とした全国的な話題性の向上と興味を喚起する時期、また、100日前から50日前までは、県民の皆さんへの行動喚起と国際的な情報発信の時期、そして、50日前からは、県民の皆さんの具体的なアクションをお願いしていく時期というふうに考えております。

具体的にございますけれども、まず、11月8日を中心といたします200日前イベントでは、広く県民の皆様にサミットを知っていただくことに重点を置きまして、企業の協賛もいただきながら、カウントダウンボードの複数箇所への設置でございますとか、あるいは県内の集客施設でのイベントといったものを検討しております。

また、12月28日を中心といたします150日前のイベントでは、県民の皆様の興味、関心を高めるとともに、首都圏をはじめ広く国民の皆さんに知っていただくために、第3弾となりますポスターの掲出や、三重テラスでのイベントを検討しております。

さらに、2月16日を中心といたします100日前イベントでは、県民の皆様に行動を呼びかけるような仕掛けをしてまいりたいと考えておりますとともに、海外への情報発信に重点を置き、美し国三重市町対抗駅伝でのPRや、

クリーンアップ活動のキックオフイベント、あるいは国際的なフォーラムの開催といったことを検討しております。

こうした節目開催のイベントにつきましては、伊勢志摩サミット三重県民会議及び県の事業だけではなく、市町や企業、団体等、多くの皆様に独自の事業を展開いただくことで、県民総参加の取組としてサミットを盛り上げてまいりたいと考えております。

〔45番 青木謙順議員登壇〕

○45番（青木謙順） 全県的な機運の醸成を図るためにいろいろと考えていただいているということがわかりました。

ちょっと僕も一覧表を見たんですけど、1月がちょうど総理も伊勢神宮に見える時期ですけれども、手薄やなという感じがしたんですけども、またその機運が切れないようにうまく組んでいただければと思っています。範囲も広く、御協力いただく関係機関等も多数に上ると思いますので大変だと思いますけれども、しっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、地域住民への情報提供についてお伺いします。

伊勢志摩サミットの開催に当たっては、各国の首脳や関係者の安全を第一として実施することが求められており、道路や交通機関の規制など、様々な規制を行う必要がございます。

一方、これらの規制については地域住民の皆様には御不便をおかけするものであることから、地域の皆様の御理解と御協力を得る必要がございます。地域の皆様から御理解と御協力を得るためには、一元的に規制についての各種の情報を集約して、早目早目の情報提供、タイムリーな情報提供、さらには正確な情報提供が欠かせないと思いますが、そこでお伺いしますけれども、地域の皆様への規制に関する情報提供について、どのような体制でどのような手法を用いて行う予定なのか、議長も気にしてみえましたので、お考えをお聞きしたいと思います。

○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二） 伊勢志摩サミット開催中はもとより、その前後も含めまして、各国首脳や関係者の安全確保のために

は、ある程度の道路や交通機関の規制などは避けられないと考えております。

去る17日に国において開催されました第2回の伊勢志摩サミット準備会議では、伊勢志摩サミットにおける警備対策の基本方針が決定されました。この中で、交通規制などの市民生活に大きな影響を与える施策については、関係省庁が連携して、積極的な広報の実施をはじめ、国民の理解と協力を得ることに十分留意するように示されたところでございます。

こうした基本方針も踏まえまして、開催準備に当たりましては、規制を行う警察本部など関係機関と連携をし、市民生活にも配慮したサミットとなるよう取り組んでまいります。

地域の皆様への情報提供につきましては、地元の関係団体や住民の皆様にも各種情報を丁寧に説明することによりまして、サミット開催に対する理解の促進と住民の皆様が抱える不安や課題の解決を図りたいと考えております。地元4市町と連携をいたしまして、11月中には1回目の住民懇話会を開催する予定としております。

現在のところ、警備に伴う規制の詳細などはまだ決まっておりませんが、住民懇話会の開催場所や回数などを、地元市町や警察本部などの関係機関と調整をいたしまして、きめ細かに開催をし、住民の皆様へできるだけ早く正確にお伝えできるように努めたいと考えております。

〔45番 青木謙順議員登壇〕

○45番（青木謙順） いろいろと考えていただいていることがよくわかったんですけども、来月10月11日の夜には地元賢島で伊勢志摩サミット市民と語る会も予定されると伺っています。地域の皆様が安心できるように、積極的な情報提供をいただきますようお願いいたします。

いろいろと伊勢志摩サミットについて聞かせていただいたところですけども、このサミット関係の総括として、いま一度最後に知事の意気込みを伺っておきたいと思っております。

○知事（鈴木英敬） 成功の要因などについてはいろいろ話しましたが、まず、やっぱり安全に、これは、来ていただく方々も安全、県民の皆様も安全という

ことが第一であると思いますので、その体制には万全を期したいと思います。

一方で、この三重県を発信する千載一遇のチャンスですから、全世界にしっかりと三重の魅力を発信できるように様々な取組をしてまいりたいと思います。

あわせて、日本を背負って、また、アジア唯一のG7のメンバー国である日本、そういうのを背負ってのサミットであります。全世界の人たちから、三重県、伊勢志摩でやってよかったな、また、日本中の方々からも、誘致のときにいろいろみんなで争ったけれども、三重県で、伊勢志摩でやってよかったなと、そして、三重県民の皆さんからも、三重県で、伊勢志摩でやってよかったなと、そういうふうに言っていただける、そういう伊勢志摩サミットになるように全力を尽くしてまいりたいと思います。

〔45番 青木謙順議員登壇〕

○45番（青木謙順） 力強い知事の思いを聞かせていただき安心しました。

これからもいろいろな企画が提案されてくると思いますけれども、私はサミットの最後に行われる宣言などで、一昨年、たしか日台観光サミットのときのような三重宣言という形で、どういった形になるかわかりませんが、三重県を強烈にPRできる機会があればよいと思ってございますので、今後の様々な企画を御検討いただく際に、あわせて御検討いただければ幸いです。

そして、次の質問に移らせていただきます。半分使ってしまいました。

さて、伊勢志摩サミットの開催期間は、世界各国の政府関係者や報道関係者等が多数来県される予定となっており、医療問題の重要性は、先ほども述べましたけれども、県が設置した三重県伊勢志摩サミット推進本部のもとに、防災・危機対策委員会とともに保健・医療対策委員会を立ち上げられたことから十分御認識いただいているものと理解しております。

一方、サミット開催地である、議員にも地元の方がおみえでございますけれども、志摩地域では、中核病院である県立志摩病院の医師の減少により、直営による病院運営が困難であるとして、平成24年度に指定管理者制度を導

入したことは記憶に新しいところです。医師不足が深刻な状況であることから、なかなか特効薬のような大きな結果が出ているわけではありませんけれども、病院スタッフや関係者の御尽力はもとより、地域の医師会、市町をはじめとする関係機関、そして地域の皆様の御協力によって、少しずつではあるものの診療機能が段階的に回復してきており、安心していたところでした。

しかしながら、本年4月に内科系の常勤医師が減少するという報を受け、本年6月に石田委員長のもと、健康福祉病院常任委員会から医師確保及び24時間365日の救急体制の早期実現について、委員長報告が行われたところです。

そこでお伺いしますが、現在の県立志摩病院の診療体制はどのような状況なのでしょう。また、サミットを目前に控え、1人でも多くの医師確保が必要な状況だと思いますが、今後の見込みについてはどのような状況なのでしょう。以上2点についてお伺いします。

〔加藤敦央病院事業庁長登壇〕

○病院事業庁長（加藤敦央） 県立志摩病院の診療体制の状況、それから今後の医師確保といったことについてお答えをさせていただきます。

議員御所見がありましたように、平成24年4月から指定管理者制度を県立志摩病院が導入しております。常勤医師の配置につきましては、制度導入前の平成24年3月には21名でありましたところ、平成24年4月には24名、平成25年4月には26名、そして平成26年4月には32名と増員されました。また、入院診療についても、休棟しておりました病棟を再開し、一般病床の稼働病床数が117床から147床に拡大されました。さらに、救急患者の受け入れ態勢においては、内科系の夜間受け入れについて、指定管理者制度導入前には隔週で、金曜日と土曜日になりますけれども、2日の受け入れから段階的に回復を図り、平成26年6月以降は、準夜間というふうに言っておりますけれども、毎日22時30分までの受け入れ態勢に拡充を図ってきたところです。このように診療機能の回復が図られてきたところですが、平成26年10月以降、徐々に配置医師数が減少し、今年4月には26名となりました。

こうした状況を打開すべく、病院事業庁としましては、県立志摩病院の管理者や東京にあります地域医療振興協会本部の理事長への直接訪問を継続的に行うなど、常勤医師の増員、あるいは24時間365日の救急体制の早期実現を重ねて要請してきました。

こうした中、今月から総合診療科の指導医1名が増員されるとともに、救急患者の受け入れについても、隔週金曜日と土曜日が新たに毎週金曜日と土曜日ということで、24時間の受け入れとなったところです。

引き続き、県立志摩病院が志摩地域の中核病院としての役割を果たせるよう、指定管理者に要請あるいは指定管理者と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

〔45番 青木謙順議員登壇〕

○45番（青木謙順） 丁寧な答弁をありがとうございました。

少しずつでありますけれども、いろいろ御努力いただいています。冒頭にも述べましたように、なかなか全国的にも医師確保は難しい状況でありますのでなかなか簡単にはいかないとは思いますが、しっかりと引き続き取り組んでいただきたいと要望したいと思います。

続きまして、県立志摩病院に触れましたので、私の地元の県立一志病院も触れやんわけにいきませんので、あわせてお伺いしていきたいと思っておりますけれども、特に県立一志病院の診療体制でございます。

県立一志病院については、先代の飛松院長、そして現在の四方院長も家庭医療の実践フィールドと位置づけられ、病院スタッフの努力はもとより、地域の医師会等をはじめとする関係機関、それから地域住民の皆様と協力、連携して医療体制の充実に取り組みされてきました。さらに、地元津市による寄附講座の開設、県による家庭医育成拠点としての位置づけ、それから、県、市による支援もありまして、現在では診療体制も相当充実し、僻地診療所への医師派遣等も行っているのと伺っております。私も、毎年7月と決めているんですけれども、県立一志病院で人間ドックを受けておりますけ

れども、その際には患者さんから病院への感謝の声をたくさん聞かせてもらっています。

そこでお伺いいたしますが、現在、県立一志病院の診療体制についてはどのような状況なのでしょう。救急対応や訪問診療、診療所等への医師派遣など様々な分野で御尽力いただいていると伺っていますけれども、当局からの御答弁をいただきたいと思います。

○病院事業庁長（加藤敦央） 県立一志病院は、幅広い臨床能力を有する家庭医、総合診療医ともいっておりますけれども、平成19年度から三重大学の家庭医療学講座の協力を得て、医師派遣を受けております。高齢化の進展が深刻となっております津市白山・美杉地域において、入院診療や外来診療に加え、訪問診療、訪問看護等のきめ細やかな医療サービスを提供するとともに、休日、夜間も含めた救急医療等に取り組んでおります。

また、平成24年度からは津市による三重大学の寄附講座が設置されたことに伴い、教育の場として県立一志病院の施設や設備を提供することで診療体制が向上したことによりまして、津市美杉町にある津市国民健康保険竹原診療所、管内の伊勢地地区への巡回診療といったことも含みますけれども、こういったところへの定期的な医師派遣も行っているところです。このような取組を進めてきた中で、県立一志病院の訪問診療、訪問看護等の実績については、平成26年度は3424件で、平成20年度の387件と比較すると約9倍となっております。また、救急患者の受け入れ実績についても、平成26年度は1182件で、平成20年度の754件と比較すると約1.6倍となっているところです。

こうした病院運営に加えまして、地域包括ケアの実現に向け、地域の保健、医療、福祉の多職種の人材が連携し、地域課題に関する意見交換会や、医療、介護をテーマとしたシンポジウムを開催するなど、顔の見える関係づくりや地域のネットワークづくりなどを進めております。

さらに、三重大学との連携によりまして、県立一志病院が家庭医育成拠点と位置づけられ、保健、医療、福祉の多職種連携や、予防医療、訪問診療なども含めた家庭医療の幅広いノウハウを習得できるフィールドとして、研修

医、医学生などを積極的に受け入れ実践的な研修を行うなど、地域医療を担う人材の育成に努めております。

こうした取組は全国レベルで注目もされてきているところでございます。以上でございます。

〔45番 青木謙順議員登壇〕

○45番（青木謙順） しっかりと答弁いただきました。安心したところでございます。

本当によく頑張っていたいただいていることがわかりましたので、この状況をお聞きいただいている地域の方々も一安心というところだと思います。

そこで、せっかくの機会なのでいろいろ県立病院について質問を今回取り上げさせていただいたのは、一つ提案をしたいなと思うんです。

先ほどの答弁を聞いておりましても、県立一志病院については本当に診療体制も充実してきて、医師の派遣もしていただけるということになってきつつございます。また、その前に質問しました県立志摩病院につきましては、特に伊勢志摩サミット開催に向けて、1人でも多くの医師が必要な状況であります。この状況を見たときに、既に指定管理者に経営を任せており、医師の派遣母体も違うということから簡単に話が進むとは思っておりませんけれども、例えば県立一志病院から、サミット開催期間を含むしばらくの間、家庭医を県立志摩病院に派遣するというようなことは考えられないかなということと、現在の県立志摩病院の診療体制を先ほども伺いましたけれども、たとえ1人でも2人でも救急等の初期診療に当たってくれる医師が増えることは大きな助けになるものと考えますが、いかがでしょうか。指定管理者に任せているとはいえ同じ県立病院でありますので、少し調整等にお骨折りをいただければ一定の連携は可能ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。病院事業庁のお考えをお伺いします。

○病院事業庁長（加藤敦央） 県立一志病院から県立志摩病院へ家庭医の派遣ということでございますが、家庭医の派遣については、議員も御所見がございましたけれども、様々な関係者との調整が必要となるというふうに思っ

おります。ただ、今回この御提案をいただきまして、改めてそういった関係者との調整ということを前向きに働きかけたいというふうに思っております。

それから、伊勢志摩サミット開催時における救急医療体制ということでは、伊勢志摩サミット保健・医療対策委員会において全体の検討が進められておりますので、そういった中で医師派遣等の要請があれば、病院事業庁としては家庭医の派遣について最大限協力していくということで院長会議等でも決定をしておりますので、あわせて述べさせていただきます。

〔45番 青木謙順議員登壇〕

○45番（青木謙順） いろいろと御苦労もあろうと思えますけれども、実現に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

実は私、このような提案をいたしましたのは、いいかげんな思いつきで申し上げたのではございません。まず、私が思い立ったのは、県立志摩病院と志摩地域の皆さんへの恩返しの気持ちからでございます。

10年近く前になりますけれども、行政と大学のベクトルが余り合わなくて、県立一志病院は医師数が激減して閉院の危機に見舞われた時期がございました。そのとき救いの手を差し伸べてくれたのが、同じ県立病院の総合医療センター、そして県立志摩病院でした。特に県立志摩病院においては、既に一部の診療科が休診となるなど診療体制の縮小が始まっていたころの話ですから、そのような状況のある中で県立一志病院の存続のために医師を派遣していただいた御恩というのは、私は忘れていません。きっと県立一志病院のスタッフも、そして地域の皆さんも忘れていないと思います。

その志摩地域で、伊勢志摩サミットという、今回、巨大プロジェクトが実施される。しかし、医療体制のさらなる充実が望まれている現実がございます。今、あのときの恩返しをせずしていつするのかな、こんなことを思いますし、きっと病院スタッフの皆さんも地域の皆さんも同じ気持ちでいてくれると私は信じているわけであります。

私はそういう思いを胸に、最近県立一志病院の四方院長にこの思いを相談させていただいたんですけれども、私の思いに賛成の御意見をいただきまし

た。このときにお話をお聞きして、私も初めてそのとき知ったんですけれども、現在県立一志病院に勤務されている医師の中には欧米での研修を受けた医師もおられるそうであります。さらに四方院長がおっしゃるには、ほかの若い医師にとってもそういう経験は得がたい財産になるし、何よりも、県を挙げての大事業に貢献するということが、病院スタッフにとってもモチベーションが上がるきっかけになると。地域の皆さんも、自分たちの病院がサミットに協力するという話はきっと喜んでくれると思うし、自分の思いとしてはぜひ協力したいと思っていると力強くおっしゃっていただきました。

先ほども少し述べましたが、きっと私たちにはわからない専門的な問題、業界特有の問題もあるうとは思いますが、結構前向きな提案、なかなかないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと思い出すんですけれども、平成21年ごろに県立病院改革が白熱しまして様々な意見がある中で、当時健康福祉病院常任委員長であった竹上真人元県議が公聴会開催ということで本当に尽力していただいたことを懐かしく思い出されるんです。病院事業庁におかれてはしっかりと、先人の言葉、公聴会ではいろんな言葉もあったと思いますので、大切にいただきながら前向きに取り組んでいただきたいと思いますし、関係部局においても全面的に支援や協力をいただくよう要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後に、行政機関同士の連携強化について少しお伺ひしたいと思います。

まず、このことについては7月30日に平成27年版成果レポートに基づく今後の県政運営等に関する申し入れが全常任委員会委員長連名で行われ、その中で、部局間の連携強化について特に項目を挙げ、縦割り行政に陥ることなく部局間の連携強化に取り組まれるよう要望しております。

この要望については、今月15日の全員協議会において執行部から回答していただきました。その際知事からいただきました答弁内容は、平成23年度に策定した職員の業務遂行に当たっての行動指針で、部局間の縦割りを打破し、常に県民のためになっているかという意識を持って業務を遂行するよう意識

改革を行っているという趣旨であったと理解しています。そのときにはいろいろな、県教育委員会と健康福祉部の連携とか、それから県土整備部と地域連携部の連携とか、具体的なことも書いてはあったんですけども、それを踏まえまして、本日は少し幅を広げまして、行政機関同士、主に市町との連携強化について、同じ公務員ということでお伺いしたいと思います。

最近私の受けた相談で、このような事例が幾つかあるので少し紹介をしたいと思います。

一つ目の事例は、山間部の河川から土砂や流木が市道や林道に流出した際の対応についてであります。

最近、地元の方々が相談に行った際にはいろいろなところへたらい回しにされたそうございまして、当然のことですけれども相談に行った地元の方は怒ったわけです。この案件については、最終的には市の担当課長が調整役を買って出てくれまして、市の道路及び森林の担当者、そして、県の森林、河川の担当者など、一堂に会して検討する場を設けてくれることになったと伺ってしまして、今後の話し合いの進捗に期待していますし、相談に行かれた地元の方々からは、そういう場が設けてもらえることになっただけでも大変ありがたいと、今では感謝の言葉を言われているということでございます。

二つ目の事例は、獣害対策に取り組む集落への交付金事業についてです。

一昨年度、ある集落が地域ぐるみで獣害対策に取り組む協議会を立ち上げて、昨年度、当該集落は交付金事業により防止柵等を整備し、獣害対策の優良事例として表彰を受けました。知事も御承知のとおりであります。効果も大きかったことから、この集落の取組をモデルとして、近隣の集落が同様に協議会を立ち上げて取組を始めました。ところが、ハード面を整備する段階になりまして交付金が受けられないという話が発生してきました。当然のことながら、地域の方々は何でやと怒りました。市は市の立場で、県は県の立場を述べるだけで、前年度までできたことがなぜ今年度できないのかという原因は何なのや、どうすれば事業採択に向けた取組となっていくのか、肝心の説明がうまく地域に伝わらなかったためにこういうことが起こったと思わ

れます。

しかし、この案件も最終的には県の担当者の方が調整役を買って出てくれまして、私がやりますと、県の事務所、市の担当課、市の支所担当者まで声をかけてくれ、一堂に会する場を設けて、そこで取組を進めてきた集落の代表者の方たちと話し合いを持ってくれたんです。そこでお互いの立場や状況を話し合っ、どのようにしていったらよいのかを相談し、周辺の集落も一緒になって、より大きな取組として、次年度以降の事業採択を目指して熱心に活動いただいているという現状がございます。最初は不満のあった方々も現在は納得されておりまして、感謝の言葉も聞かせていただけるようになりました。

以上二つは成功例とも言えると思います。

最後に、三つ目の事例は、道路標示の更新に関する案件です。

地元のある交差点付近にある道路上の白線、それから文字などの表示が消えてきて、ほとんど見えなくなっておって危険な状況になっているので書き直してほしいという要望がありました。この交差点は県道と市道の交わる交差点であるために管理者が異なる上、「止まれ」などの表示は公安委員会の所管となるため、三つの行政機関が絡み、話がスムーズに進んでいないケースでございます。

当然のことながら予算が必要となりますので、即わかりましたとは誰も言えない。多分、最初に連絡を受けた担当者も、とりあえず予算がないので断るしかないという判断が先に立ったのでしょう。お互いの所管外のことを逃げ口上に使い、たらい回しっぽいことが発生してしまったんです。

ただ、どこの機関も口をそろえておっしゃるのは、どれかの表示だけ新しく書き直したらそれだけが目立ってしまって、かえって危険になるおそれがあるということは皆さん言われるんですね。そこまでわかっているんやったら、3者でちゃんと協議をして道筋を立ててくださいというのが住民の真の思いやと思います。

残念ながらこの件については、さきの二つの事例のような調整役を買って

出てくれるところが今のところがございますので、今も暗礁に乗り上げたままとなっております。

今挙げた事例のような話は多分県内の各地域でもたくさんあり、縦割り行政の弊害と、できない理由を探しているかのような行政機関の対応に悩まれている県民の方々は相当みえるんじゃないかなと想像するわけです。日々の県民生活の中では、行政機関の連携がスムーズに図られることによって解決される問題が非常に多いというのが、日々地域を回って住民の皆さんからのお話を伺っている者としての実感でございます。

冒頭にも述べましたけれども、今後伊勢志摩サミットを皮切りに、三重県では大きな行事が続きます。これらを効果的かつ円滑に進めていくためには、行政機関の連携はもとより、関係団体や地元企業、そして地域住民の皆さんとの連携協力は不可欠でございます。しかし、日ごろからの業務の中で、県ができない理由や後ろ向きな言動ばかりを見せていては、誰が協力してくれるのでしょうか。誰と一緒に取り組もうと真剣にタッグを組んでくれるのでしょうか。

知事は職員への訓示の中で、できない理由を探すのではなく、できる方法を一緒に考える職員になってほしいと述べられたと聞いております。常にアクティブで県民目線に立っている鈴木知事らしい言葉であると感心をしましたし、その姿勢こそが住みよい三重県をつくっていく原点であり、今後のビッグプロジェクトを成功に導く原動力となるものと私は考えております。現在も知事のお考えに変わりはないのか、今後も県行政の基本姿勢は、できない理由を考えるのではなく、できる方法を一緒に考えていくという姿勢であるのか、改めて、事例は3本しか挙げませんでしたけれども、知事の御所見をお伺いしたいと思えます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） できない理由を考えるのではなく、できる方法を一緒に考えていくという姿勢、これについての所見ということでございます。

本年4月、私は再選後初登庁した際、1期目を含めまして知事就任後初め

で黄色のネクタイをつけて登庁し、職員への挨拶の中でネクタイのことについて触れました。私は政治家になるに当たりまして、ネクタイやポスターの色などを決めるに当たってどういう色が似合うかということを専門家に、いわゆるカラー診断を受けたことがあります。黄色は似合わないと言われ、これまで黄色のネクタイをつけていませんでした。しかし、2期目を迎え、自分の変えるべきところは変え、新たな気持ちでスタートしたいとの思いから、どういう黄色だったら似合うのかということを専門家の皆さんとも議論し、そのネクタイを選びました。職員に対しては、日々の業務の中で改めるべきところは改め、できない理由を探すのではなく、どうやったらできるのかという視点に立脚してほしいという考えを伝えました。

私はこうした、職員が業務を遂行するに当たって常に心がけてほしい大切なことを職員行動指針「五つの心得」としてまとめ、クレドカードにして全職員に配付するとともに、幹部職員が庁内放送で呼びかけることで全職員に周知徹底を図っているところであります。

伊勢志摩サミットをはじめとした今後のビッグプロジェクトを成功に導くためには、例えば心得3の中で現場重視をうたっていますが、職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、ステークホルダーと向き合い、積極的に関係を構築していくことが不可欠です。心得5「恐れず、怯まず、変革を」として求めているところでありますが、日々の業務において、職員一人ひとりが前例にとらわれず、変革に向けて果敢に挑戦していく姿勢が必要です。

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）においても、県民の皆さんとの協創の取組を進めるために、県民の皆さんに成果を届けるために、県民の皆さんの信頼をより高めるために、この三つを県政運営の基本姿勢として、県民の皆さんに成果が届き、幸福実感が高まるように取り組んでいくこととしています。そのためには、できない理由を述べる前にできる方法を探す、結果としてよい結論が出ないかもしれないが、常にできる理由を探す、そういった目線、姿勢が不可欠であり、全職員にしっかりと浸透させていきたいと思っております。

ちなみに、このできない理由を考えずにできる方法を考えよというのは、私が構造改革特区というのを最初に立ち上げたときのメンバーの1人でいたときに、小泉総理から直接に言っていただいた言葉でありました。トップの人ができない理由を探すんじゃなくてできる方法を考えよと、霞が関全部を敵に回してもいいから、自治体や提案していただいた人のために頑張れということをお小泉総理から言っていただいたことを強く覚えています。

そういう形で、トップがしっかりそういう姿勢を示し、職員にしつこく伝え続けていくことも大事だと思いますので、心にしてしっかりやっていきたいと思います。

〔45番 青木謙順議員登壇〕

○45番（青木謙順） 熱のこもった知事の前向きな答弁を聞かせていただいたわけですが、きっとテレビ中継を見ている方も、多くの県民の皆さんも安心されたんじゃないかなと思います。

僕、今回取り上げるに当たって、やはり特に市町との平素からの信頼関係というのは大変重要なものであると思っています。県で受けた相談の中に市町所管の内容があれば、それをやっぱり丁寧に引き継いでいただく。簡単なことなら電話でもいいと思うし、会って、そういう直接に言うのと受けた以上は責任を持つということですし、市町からひよっとして連絡があった場合、これが県の所管の話であればしっかりとこれを受けとめて、どうしたらできるのかという対応を具体的にしてもらうのが重要なことではないだろうかかと感じています。

今後ぜひその強いリーダーシップで職員の皆さんが導かれることとともに、卓越した調整能力を遺憾なく発揮されて、市町をはじめとする関係機関等との連携を一層強固なものにしていただき、住みよい三重県実現に向けて御尽力いただくことをお願いしたいと思います。

今日は、一つ目は喫緊の大事な課題について少し細かく聞かせていただきました。二つ目につきましては地元のこと絡みますので医療について聞かせていただいたところでございますし、最後は、ふだんから悶々とする問題

がございましたので、ここで一気に晴らすことができました。今年は台風が全国では大変でございましたけれども、昨年はうちの地元でも大変なことがございまして、去年の質問で防災対策や、また、河川のことについて取り上げさせてもらいましたけれども、そのときに量水標という言葉を知ったんですけれども、前県土整備部長のほうからそういったこともできるよというようなことで、安価で、そういうのでとにかく早く避難できる、市が判断できるような、地元の方が行動できるようなものも可能なんだねというような話を聞かせていただきましたら、県がしたわけではないんですけれども、県が許可をして市のほうで、県を待っておいたら時間がかかるわということもあったのかもわかりませんが、何とか市のほうで河川に対しましてそういった対応を、今、災害があったところから順番にしつつあると伺っておりますので、少し報告をさせていただきたいと思います。

今日、いろいろ質問をさせていただきました。今後もしっかり頑張らせていただくことをお誓い申し上げまして、質問を終結させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（中村進一） 22番 東 豊議員。

〔22番 東 豊議員登壇・拍手〕

○22番（東 豊） 皆さん、おはようございます。北牟婁郡・尾鷲市選出の東豊でございます。冒頭、台風17号、18号におかれまして、三重県内はじめ、特に北関東地方で大変な被害に遭われた方々に対しまして心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を私からもお祈り申し上げたいというふうに思います。

さて、懐が深く寛容に満ち、いつでもドアがあいている、建前より本音で議論をする会派鷹山の一員としまして、通告に従いまして質問したいと思います。

前者の青木謙順議員がすばらしい一般質問をされて、いや、答弁のほうがすばらしかったかと思うんですが、その後でするので身が引き締まる。ただ、お話を聞いていまして、私が通告をしたことに対して答弁を書かれたものが

そのまま使われたんじゃないかなという部分もちよっと感じたりもするんですが、いずれにしても少しお話をさせていただきます。

今日は9月24日ということでありまして、明治10年のことでもあります、138年前になるわけですが、西郷隆盛が鹿児島城山で幹部らとともに自刃をしたという日でございます、つまり西南戦争の終結の日なんですね。清廉にして誠実な人物で、明治維新という一大革命をなし遂げた原動力になりましたが、西郷自身はそのことに少しもおごることなく、常に民衆のことを考えた政治を行いました。自らも無欲で質素な生活をするを心がけたということでもあります。我々政治を志す者といたしまして、偉大な先人の教えに身の引き締まる思いでございます。そして、また、敬天愛人という言葉がございますが、その言葉も西郷南洲翁の遺訓として非常に有名でございます。そんなことを思いにはせながら、通告に従いまして質問させていただきたいというふうに思います。

私、三重の目指すべきスーパー観光地とタイトルを出しましたら、何人かの方にもスーパー観光地とはということで聞かれたんですが、今日の一般質問で、知事とのやりとりの中でイメージをつかんでいただけたらなというふうに思います。

観光における質の向上の取組についてと題しているわけですが、観光振興の取組は、人々が先人から受け継いだ自然、歴史、文化などを大事に守る、自分たちの地域の持ち味や個性を磨き上げていくという過程を通して、郷土への誇りや愛着を持つことができる、これが活力に満ちた地域社会をつくり上げるのだと私は思います。

観光産業はその効果が、宿泊業、飲食業、運輸業といった分野だけではなく、製造業、特に三重県においては農林水産業、幅広い分野に波及する裾野の広い産業であるというふうに思いまして、地域経済の活性化に大きな期待が寄せられているところであります。

平成25年には式年遷宮がございました、第62回。平成26年には熊野古道世界遺産登録10周年がございました。来年5月には伊勢志摩サミット開催、11

月には伊勢志摩国立公園70周年という、非常に全国から、あるいは世界各国から注目を浴びる三重となるわけですが、それに従いまして、より多くの観光客が訪れるものというふうに期待をするところでございます。

もう一方では、観光客の増加や渋滞やごみ問題など環境悪化を招くことから、必ずしも地域住民に歓迎されていないところもございます。年間訪問客が仮に100万人を超える地域であっても、住民が暮らすエリアではシャッター街であったり、観光業の経済効果と住民の暮らしが分断されている実態も見受けられます。

そこで考慮すべきなのが、私は観光とまちづくりというものを一緒にやるべきだというふうに思っています。

観光まちづくりとは、観光による交流人口の拡大を通して暮らしの質を高めていくということが究極の目標だと思っています。つまり、地域住民がハッピーでないと意味がない、そして、住んでよし、訪れてよし、今こそ三重県が力を入れて取り組むべき課題は、質の高い観光地三重としてのビジョンをつくって、それを広く県民に知らしめるべきだというふうに思います。交流人口を増やし、地域経済を活性化させ、リピーターを増やし、やがて中長期滞在が始まります。そして、本当に住んでみたい、移住も含めて住んでみたい、そんな地域づくりが究極のテーマで、そういうことを目指す地域がスーパー観光地としての質だと私は考えています。

松下幸之助という方がおられまして、この方が恐らく日本では観光立国という言葉が使われた一番最初の人ではないかなというふうに思うんですが、60年前のことでございます。

少しだけ御紹介をしますと、観光は地域発展の打ち出の小づちではなく、使い方を誤ればもろ刃の剣にもなり得る。特に、地元根差していない大企業や中間者に観光開発の主導権を握られると、地元の人々が地域の将来像をイメージできないときに往々にして問題が起きてくるということを指摘しています。

そして、観光立国の根幹に流れる思想は、ここが大事だと思うんですね、

相互扶助であるというふうに言っておられます。つまり、持てるものを与える博愛精神にあるというふうに説いているんですね。観光事業者が常に、ベネフィットを享受するだけだった観光資源側に対しても、観光は何らかの貢献を行うことができるのではないかということを発想しなければならない、そして、日本が観光立国として世界にアピールするためには、単に国内の観光地を外国人に紹介するにとどまらず、観光の意味というものを、究極の意味というものをもう一回考えて、観光そのものがもたらす平和と幸福を追求するものでなければならないというふうに言っていらっしゃるわけですね。

そこで、知事にお伺いをいたします。先ほどの前者議員の答弁にも一部あると思いますが、確実に観光客や外客の増え続けることが予想されている三重県において、観光における質の向上への取組についてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重県が目指す観光の質の向上への取組でございます。

三重県観光につきましては三重県観光振興基本計画というものを、一つのビジョン、指針としてやっているわけですが、この現期間中、平成25年には伊勢神宮参拝者数が1420万人になったり、あるいは三重県観光キャンペーンのみえ旅パスポートの発給が今月には50万部を超えたり、あるいは、県内の外国人延べ宿泊者数も今年1月から6月末現在で13万7310人で、前年同期と比べて73.5%増、全国平均の49.9%増を上回る状況ということでもあります。こういう量、数ということでは一定の成果を示すことができましたが、質につながり地域産業を潤すための資金循環で生み出す観光消費額の伸び悩みなどが課題であると認識しています。

また、豊かで持続可能な地域にしていくためには、働く場として観光関連産業の活性化が必要と考えています。次期計画期間となるこれからの4年間は、千載一遇のチャンスとなる伊勢志摩サミット、あるいは伊勢志摩国立公園指定70周年を迎えるなど、三重県が新たなステージに上がる期待ができる4年間と言えます。このチャンスを逃すことなく、三重県が魅力ある観光の

目的地としてこれからも選ばれ続け、観光の質の向上につながるよう、観光関連産業を三重県経済を牽引する産業の一つとして、マネジメントにより大きく育てることが必要不可欠です。

そのため、次のような取組を進めていきます。

まず、顧客満足度の高いサービスを提供できるよう、観光関連産業の育成を進めるとともに、県内観光関連事業者が有するポテンシャルを生かし、稼ぐ力を引き出す取組へシフトさせるなど、観光の産業化のさらなる推進を図ります。

次に、三重県観光キャンペーンの取組により得られたデータ等を活用し、マーケティング、マネジメントを重視した取組への転換を図るほか、地域が主体となって観光地域づくりのマネジメントを行う日本版DMO創設に向けた基盤づくりを進めます。

さらに、国際観光地にふさわしいおもてなしが実現できるよう、観光の産業化を支える人材の育成確保を図るとともに、日本一のバリアフリー観光の推進や外国人に優しい観光地づくりに向け、地域の受け入れ体制の充実強化に取り組んでいきます。

あわせて、好調なインバウンドやサミット開催の経験を生かし、新たにMICE誘致、欧米や富裕層を対象にした誘客にも取り組んでいきます。

それから、質ということであれば、ダボス会議をやっています世界経済フォーラム、WEFの調査によれば、日本の国際観光競争力は世界14位であると、その中身を因数分解すると、観光事業者によるホスピタリティーは1位、世界一であるにもかかわらず、市民のアティテュード、その市民がどうおもてなしをするか、あるいは外客をどう受けとめるかということについては74位ということになっています。これはまさに、東議員がおっしゃったように、市民自身も自分たちがおもてなしをすることで自分たちの満足が得られる、幸福が追求されるということが大事であると思いますので、その質の向上という観点から、この市民のアティテュード、こういうのを盛り上げていく、喚起していくということも大事であるというふうに思っていますし、

さらに、今の国際観光競争力の中で低いのは、ビジネス客の観光延長喚起力というのが125位ということですので、もう一泊、もう一食、もう一品というようなところがまだまだ足りないと思っています。

あわせて、質の向上とは多様性であると思います。今まで固定観念では観光地に入れなかったような場所であっても、体験とか、そこで喜んでいただいている、訪れていただく方法、そういう多様な場所の発掘、多様な観光というものの発掘というものが必要であると思っています。

いずれにしましても、来年度から4年間の三重県観光のビジョンである三重県観光振興基本計画の策定をしっかりと進めていきたいと思っています。

〔22番 東 豊議員登壇〕

○22番（東 豊） ありがとうございます。

次の予定しています観光産業化の取組についても一部御答弁いただいたように思いますが、スーパー観光地という言葉について少し議論をさせていただきたいなと思います。

私が勝手にスーパー観光地と言ったのが広められるかどうかは別にして、例えばスーパードクターとかスーパー銭湯とか、あるいはスーパー堤防とか、複合的にまちづくりそのものに寄与するような堤防であるとか、あるいは、最近気になるのが、大変気になっていますが、スーパーグローバル大学30というのがありますが、36大学くらい選ばれているわけですが、そんなことであるとか、それは、例えば団体で大勢押し寄せてくる危険性がかなりあって、今もこれからもあるんだと思うんです。当然質が落ちるんですね。多くなると質が落ちる。これはもう自明の理であるわけですが、それを、どのように多様性を提供するのか、そこに一番大事なのがコミュニケーションであるんだというふうに思うんです。その中で、もう少し視点を捉えてほしいのは、市民がどれだけ意識を高めていくかという部分においては、例えば海外旅行に行かれるわけですが、それを、海外旅行を受けるわけですから、国際交流がおのずとできていく、そうすると国際感覚がそのあたりで身につけていく、人づくりができていくという視点が一つは必要だと。そんな中で、いろ

んな国々の人たちと話ができる、こんないいことはないわけですね、三重県にとっては。その部分を少し膨らませていただければなというふうに思います。

それから、これはちょっと、半分冗談かも知れませんが、言い忘れたのが、スーパー公務員という言葉がございますね。笑われましたが、多分10年、11年前だと思いますが、当時、誰とは言いませんが、経済産業省の産業人材政策室課長補佐であるんですかね、構想で、彼がスーパー公務員にしたらどうかと言ったら、当時の竹中平蔵さんが、それはいいなど。よく言っていたと思うんですね。そんなのはだめだよと言えもうないわけですが、それはいいねということでスーパー公務員養成塾が誕生したといういきさつがございます。そういう意味では、トップランナーというのは大事なんですね。何でも先を行くということが、苦勞もあるけれども収穫も多いんだと思います。

そんな意味で、質のことで少し時間をとらせていただきましたが、私は、ミシュランという制度があります。ミシュランで、三重県で導入してどうかということもあろうかと思いますが、そうではなくて、ちゃんとした人が、ちゃんとした評価のものをちゃんとした側が受ける、いろんな書き込み、今、インターネットですから非常に情報が集まってくる中で、それをどうやって交通整理するのかということも大事。行政がそういう民間の意見を交通整理するというのは非常にハードルが高い部分があるわけですが、実はそれ乗り越えるということが大事であると私は思っています。少ない私の経験から言いますけれども、例えば、今年ですかね、プレミアム旅行券というものを慌ててお出しになった全国ですが、国のお金を使うので余りあれなんです、例えば半額補助をするならその人たちに、三重県観光はどうあるべきかとか、どういう評価があったのかとかというものをぜひお書きくださいというところまで手を突っ込んでアイデアをいただくと、これは行政で半額で泊まらせてもらったから何かお手伝いしたいなという思いの方に一生懸命書いていただくというようなこと。民間に任せるのもいいけれども、もう一方では、

ちゃんとしたデータをここでとったアンケートではこうですよということを公表ができるということが必要なのではないかなというふうに思います。そんなことを申されました。

続けますが、観光の産業化ということで少しトピックを用意しましたのでお話を申し上げます。1週間ほど前の新聞でございましたが、年間訪日客、外客の話ですが、訪日客ははや過去最多であると。9月10日までで昨年の1340万人をはるかに超えてしまっているということになるわけですが、そうすると、今年目標値、あるいは2020年の目標値を大きく塗りかえる必要があるというふうになってくるわけですね。

三重県の外客の宿泊者数というのは多分データとして出ているんだと思いますが、これをごらんいただきたいと思いますが、(パネルを示す)こういう形になってきているわけですね。

つまり、この映写資料で何が言いたいかと申し上げますと、もうなぎ登り、非常に毎年毎年上がってきている。平成26年の確定で15万人が泊まっているということになるわけですが、泊まりだけでこれだけですから、訪問されたお客さんというのは相当います。私の周りでも、三重県南部でも本当に国際化豊かだなというふうなことを思っています。そんな中で、本当に実態がそうなわけで、遅きに失しないために申し上げますが、受け皿、地域住民とお客さんとの受け皿づくりを早く、今、来年、観光振興基本計画をつくろうとされているわけですが、目に見える形で県のほうで御提案をいただければなというふうに思うんです。

ちなみに、例えば宿泊ですが、秋の大型連休、シルバーウィークは昨日で終わりましたが、昨年同期比のデータを拾いますと、宿泊者数の伸びの多かったのは、都道府県でいきますと、これは楽天サイトであるわけですが、上位3位を申し上げますね。1位が和歌山県なんです。2位が滋賀県なんです。3位が三重県だったんです。そんなことは、このゴールデンウィーク、サミットがあった、じゃ、行ってみよう、早いうちにちょっと行ってみよう、情報がそんなにないけれども行こうという動きが一つあるのではないかなと。

観光による消費額、雇用者数、税収の推移といった地域の経済効果や、どのような人が何人、何のために、先ほども答弁でおっしゃっていましたが、どこの国からどのようなビジネスで来るとか、何度目の訪問であるよとかといったデータをきちっと集めていく、外国人のお客さんの宿泊者数は把握しているけれども、入り込み客は把握できていない、何の目的だと、その分析がされていないというのが、私は三重県における実態だというふうに思っています。

もう一つは、個人客が増加をするという傾向にあります。そんなことを、科学的アプローチをぜひ行っていただきたい。

もう一つこの場で申し上げたいのは、1万人のお客さんが来ました、観光客が土産物を買いました、それで幾ら買っていったよねということの中に、地元調達率がどのぐらいあるのか、それが一番大事であるというふうに思うんです。例えば、9割なら経済が循環するわけです、地元で。でも、仮にいろんな人が爆買いをされても、それは回り回って、地元のものではなくて外国から入ってきたものを外国の人が買っていつてしまっているという実態があったりするわけなんです。三重県の特徴を生かして観光まちづくりに取り組んでいただきたい。そういう地域内調達率をぜひ上げられるようなことを考えていただきたい。そのために申し上げたいのは、プロフェッショナルな人材を三重県で養成する、あるいは呼んでくるということで、マーケティング戦略の体制づくりがぜひ必要であるというふうに思っています。

ことわざで有名になってきましたが、悪貨が良貨を駆逐するという言葉のないように、いいお金の回り方をぜひやっていただきたい。地域全体の観光マネジメントを一体化する着地型観光のプラットフォームづくりが本当に喫緊の課題だと思いますし、観光の産業化ということの大にして取り組んでいただきたい。

これは、来年、観光振興基本計画をつくり変えるという時期なので私が申し上げているわけですが、もう一つ肝心なことは、ブームというのが、イベントとか伊勢の御遷宮とかもブームがあるわけですが、なみなみに。これが、

ややもすると、ステークホルダーからするとリピーターの観光客が減るとい
う要因にもつながっているとデータがございます。つまり、そういうものが
三重ではなくて、もっと違う形の三重を前に出していくべきであるという指
摘をしている方がいらっしゃるわけですね。

地域で観光、つまり募集型の旅行企画ができるような仕組みがどんどん増
えて行ってほしい、そんなことを考えていますが、もし御答弁がありましたら、
局長あたりに今の観光振興基本計画の取組状況などをお答えいただけれ
ばと思います。

〔田中 功雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（田中 功） それでは、観光の産業化についてと、そ
れから着地型観光についての取組状況についてお答え申し上げます。

本県におきましては、平成25年の神宮式年遷宮の好機を捉えまして、同年
4月から3年間、官民が一体となった三重県観光キャンペーンを展開しており、
一つには、ターゲットを絞った戦略的なプロモーションや三重のファン
づくり、マーケティング戦略の検討につながる顧客データの収集、そして分
析、多様な企業と連携した観光関連産業の活性化につながる好事例の創出、
観光客のおもてなしの向上につながるネットワークの構築などにいち早く取
り組み、新たな展開につながる仕組や体制の構築などの基盤づくりを図って
きたところでございます。

三重県観光キャンペーンの展開によりまして、三重県の認知度の向上や周
遊性の向上が図られ、入り込み客数は、遷宮を迎えた平成25年には過去最高
の4080万人、平成26年も前年に次ぐ3824万人となりました。本県への誘客促
進という意味では一定の成果が図られたと思っております。ただ、観光消費
額は、平成25年に5342億円、平成26年には4657億円となり、質の向上の観点
からも消費拡大の重要性がまだまだ大切かと考えておりまして、観光消費額
の拡大を図るため、観光関連産業を広く捉え、観光の産業化の取組をより一
層推進してまいります。

また、着地型観光の関係でございますけれども、近年では、名所や旧跡な

どをめぐる団体ツアーから、個人がその地域でしか味わうことのできない体験等の着地型観光へのニーズが高まっている状況でございます。

本県といたしましても、これまで取り組んできた旅行商品の造成に加え、本年5月から県内13市町等と県で構成します三重の観光営業拠点運営協議会におきまして、地域の魅力ある観光資源を活用した体験等を、日本最大級のレジャー、体験、遊びの予約サイトであります「a s o v i e w !」と連携しまして、販路拡大、流通促進に取り組んでいるところでございます。

現在、「a s o v i e w !」におきまして、県内49事業者162の体験メニュー等を掲載しておりますが、県内各地にはまだまだ魅力ある観光資源が埋もれており、特に東紀州地域では、自然体験をはじめ、食に関する体験等、魅力ある数多くの観光資源があります。今後は、県内の市町等と連携し、三重の魅力ある観光資源を活用した着地型観光の取組を積極的に進め、観光の産業化を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

〔22番 東 豊議員登壇〕

〇22番（東 豊） 御答弁ありがとうございました。

着地型観光を、特に東紀州という言葉まで入れていただきましたことを心から感謝申し上げますが、地元でそれをいかに一緒になって取り組んでいくのかというのが課題だと思いますし、知事も答弁で言いました、入り込み客が対前年比何%です、よく言いたいですね、言いたいです、これ、もう絶対金科玉条にはいけないというふうに思います。問題は中身だと思います。一人ひとりだと私は思いますので、ぜひその辺に取り組んでいただきたいと思っています。

3番目でございます。観光の質ということで、3番目について質問をさせていただきます。熊野古道10周年事業についての成果と評価についてということでございます。これは地元ということのネタになるわけですが、実は質ということはどう捉えていくのかということで、できないということはどうできるようにするのかということで質問させていただきたいと思っています。

昨年は世界遺産登録10周年ということで、特に東紀州が注目され、いろんな場面で情報発信がされました。それを機会に、県職員の方々や関係者の方々が多く歩かれたことと思います。ありがとうございます。

また、伊勢市と熊野市をつなぐということにも注力をされました。伊勢市、玉城町、大台町、大紀町、東紀州へ170キロ踏破ウォークが県の主催で実施をされました。私も二つだけ一緒に歩かせていただきました。大体100人ぐらいの方々がずっと歩かれた。その中でいろんなお話を聞いたのがよかったです。遺産登録をされていない地域を歩いたんですが、一緒になって取り組むということは非常に効果があったのではないかなというふうに思っています。

映写資料をごらんいただきたいと思いますが、（パネルを示す）峠に何人登ったのか、人数ではないということになるわけですが、あるいはカウントのとり方にも、私、地元なのでよくわかるんですが、実際の人数なのか、あるいはカウントできる範囲内なのかということはあるかと思いますが、去年は10年前と比べると大体3倍ぐらい、去年だけでももう42万人ですから、4倍以上になったということになるわけで、いろんな人にPRされたという実績が三重県としても誇っていいものだというふうには思います。

しかし、取組方の整理の仕方、発地については県が主に取り組みましよう、着地型の整備については地元の市町でやりましよう、整備や体験などは市町でお願いしますということで取り組んできました。10周年記念事業を振り返り、その点や、あるいは環境整備の点で残された課題があればちょっとお尋ねをしたいというふうに思いますが、ちょっとここで切りますがよろしいですか、御答弁。東紀州の10周年の成果と評価について御答弁をいただけたらと思います。

〔亀井敬子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（亀井敬子） 熊野古道10周年の事業の成果と課題でございます。

昨年は、世界遺産登録10周年という節目の年を迎えたことから、熊野古道

をキーワードに、観光振興や地域の活性化につなげるために様々な主体による記念事業が各地で展開をされました。南部地域活性化局におきましても、地域のにぎわいの創出と熊野古道を守り伝えるメッセージを次世代に向けて発信することを目的といたしまして、記念式典とか伊勢路踏破ウォークなど記念行事を、市町や民間事業者などと連携をしながら実施したところでございます。

これら熊野古道に関連した様々な取組やメディア等での露出が全国的に増えたということから来訪者が増加をし、平成26年の熊野古道来訪者数は過去最高の42万9000人を記録いたしました。それに伴いまして、沿道や観光拠点でのにぎわいの創出、宿泊施設や店舗でのおもてなし、それから、地域資源を生かした新商品の開発などにつながりました。

また、熊野古道10周年事業の経済効果につきましては、調査は行っておりませんが、例えば1人当たりの日帰り客の観光消費額と熊野古道の来訪者数を乗じて試算をしてみますと、約21億7000万円ということになっております。

課題でございますが、この10周年の成果を一過性に終わらすことのないように、誘客促進や、周遊性、滞在性の向上、さらなるおもてなしの醸成などに取り組むことで、にぎわいの継続拡大を図っていくことが必要だというふうに考えております。

以上でございます。

[22番 東 豊議員登壇]

○22番(東 豊) 御答弁いただきました。にぎわい、あるいは新商品、宿泊者も増えたということで、単純数字の掛け算なので本当の経済効果がどのくらいあるのかというようなことはなかなか難しいわけですが、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

その中で、具体的なお話を少しさせていただきたいと思っております。映像資料がございますが、先ほどの峠の何位、増えた率が書いてあったかと思っておりますが、峠別で、一番伸び率の高かったのがこの観音道でございます。(パネル

を示す) これは熊野市に入った大泊というところですので、これ、私、1週間ぐらい前に写真を撮ったものですが、非常にいい道でありまして、これ、一回歩かれて、もう一回お客さんを連れて歩きに行きたいなど、コケむして非常にいいところでございます。台風なんかの被害で建物が少し壊れたりなんかしていますが、道としては非常にいいですね、これが1位。

それから、次の映像資料でいきますと、2位が曾根次郎坂・太郎坂でございます。(パネルを示す) これ、縦位置ですので少し見にくいかわかりませんが、これが曾根次郎坂・太郎坂です。これも伸び率で言いますと220%ですかね、多くの方が去年歩かれた。これも非常にいい道でございます。

3番目が熊谷道、「くまたに」とか、地元では皆、三浦峠と言ったりなんかしますが、(パネルを示す) 写真は4位の三木峠、羽後峠というところですよ。対前年比でいきますと178%という非常に雰囲気のある峠で、これが一番上の峠なんです。これがもう一枚ございますね。(パネルを示す) これが同じように羽後峠の写真でございます。

そんなようなことがあるわけですが、実はごらんをいただきたいのは、その中で曾根次郎坂・太郎坂のことです。

その前に、三木峠、羽後峠の写真をごらんいただきたいと思いますが、道に黒いケーブルがありますね。これはテレビの線なんだそうです。古道のコアゾーンをまたいでくぐるようになっていまして、それを、語り部の方なんですけど、こんなところにこうやって邪魔にならないように歩いたんですよという話をされました。尾鷲市の教育委員会にお尋ねしたところ、早急に所有者の了解を得て教育委員会の職員で撤去をするということになったそうです。

もう一方では、この道は市の道であるとか、あるいは町の道であるので、管理は当然市町の管理になるわけです、県道ではございませんので。ところが、曾根次郎坂・太郎坂の写真を見ていただきたいと思うんですが、この電柱がまさにヒノキ林の中にヒノキと一緒に立っているわけですね。ユネスコが世界遺産登録して11年目になるわけですが、そのときに、今でもその景観が悪いですが、ユネスコの諮問機関である I C O M O S が、登録前の2004年

に日本政府に対して、登録区域内で電柱地中化であるとか移設であるとかを勧告したという事例がございます。同じような箇所が和歌山にもございましたが、調べてみますと既に移設をされていたというところがございます。この設置者は中部電力でございますので、社会的貢献でお願いしますみたいなことをずっと三重県も通して言ってこられたんですが、なかなか費用の面で重い腰が上がらない。尾鷲市もそうですね。単独で1億円の費用を出すかどうかということもありまして、そのままになっているというのが実態でございます。

ここから私が申し上げたいところなのですが、マーケティングの世界で、先ほど知事の答弁、南部地域活性化局長の答弁にもありましたように産業化ということになるわけですが、サービスの対価という意味でいいますとギャップモデルというのがあるわけですね。ギャップモデルといいますと、サービスの質を判断するときに、期待値と満足度、これがギャップがあるのだそうです。このギャップモデルというので決定されると。ああ、よかったねというのは事前の情報よりもよかったね、すごい事前に来てよ来てよ三重県に来てよ、伊勢志摩に来てよというけど、行ったんやけどがっかりした。これが、ギャップがあり過ぎると評価が悪い、質が悪いということになるわけです。幾ら安い定食屋さんのお弁当を食べても、この値段でこれを食べられたらいいよねというのが満足度が高いわけですね。そんなことを考えるときに、その期待に応えられるだけの満足度を備えなければならないというふうに思います。評価を上げるという意味ではそういう意味だと思います。

今後、取り組むべき方向性というのは、この電柱1本を取ることも大事であります、17本ぐらいありますからね。教育長、御答弁をちょっといただきたいと思いますが、それよりも、これをやってきた課題がずっと10年間あって、曾根次郎坂・太郎坂に来たときに、お客さんは、ああ、いいねって言いながら何でここに電柱があるんですかと言われたときに、やっぱりギャップモデルが発生するわけです。期待値と満足度がギャップがあるので、この一例でぜひ着地側の、三重県は情報発信でいろんなところへお客さんを

呼んでこられますが、着地側の整備ももう一つ手をつっ込んでいただきたい、シフトをしていく、発地から着地へもシフトしていくのがこれからの課題ではないのかなというふうに思いますが、御答弁をいただけたらよろしく願い申し上げます。

○教育長（山口千代己） 曾根次郎坂・太郎坂における電柱について御答弁申し上げます。

熊野参詣道伊勢路の曾根次郎坂・太郎坂の電柱につきましては、平成16年の世界遺産登録以前から17本が設置され、熊野市新鹿町などへの電力供給ルートとなっております。

紀伊山地の霊場と参詣道の保存管理につきましては、三重県保存管理計画を関係市町とともに三重県が策定しているところでございます。この中で、史跡の保存管理は、県が七里御浜、熊野川など直接管理団体となり、その他につきましては市町が、世界遺産の構成資産の土地に含まれる既存の電柱、電線等については、将来的な移設も視野に入れ、関係機関と調整を行うと記載されておるところでございます。

電柱は尾鷲市が市道として認定している参詣道に沿って建てられていることから、土地所有者の尾鷲市が中心となって、平成24年3月にも電力会社に対し移設の要望を行ったり、昨年7月には意見交換会を行っています。しかしながら、電力会社からは、移設するとなると地形的に場所が限られ、また、多額の費用を要することから、景観を向上させるという理由のみでは費用は要請者の負担になるとの回答があったと聞いているところでございます。

県教育委員会といたしましては、電柱の将来的な移設に向けては、三重県保存管理計画に基づき、粘り強く調整を継続していく必要があると考えております。また、移設場所や費用の問題のほか、国史跡でもあることから熊野参詣道の現状変更につきましては文化庁などとの十分な協議や調整が必要なことから、今後とも尾鷲市教育委員会へ文化財保護の専門的な見地から助言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

[22番 東 豊議員登壇]

〇22番（東 豊） ありがとうございます。

引き続き、県教育委員会といたしましてもこの問題を自分のこととして捉えていただきたいなというふうに思います。

次に、時間がなくなってきましたので進みたいと思います。

三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）最終案における基本的な視点についてのお尋ねをさせていただきます。

定住自立圏構想というのが国で発表されて、三重県でも取り組まれてきた。その主な狙いは、ちょっとはしょって申し上げますと、具体的には、例えば休日・夜間診療所の運営や病児・病後児保育、あるいは医療、福祉の広域定住圏で取り組みましょう。あるいは、市町村域を超えたバスの運行、あるいは病院の生活基盤にアクセスするための必要な地域公共交通機関の官民一体となった取組が2番目に挙げられて、3番目に、最近では経済活性化の分野における取組も定住圏の中で取り組むということになっていますが、国の一定の基準があるわけですね。その中で、国の一定の基準で定住圏構想に手を挙げるができない地域がやっぱりあるんだと思うんです。そんなときに、合併して10年たってきた。しかし、合併の枠組みだけではなくて、地域の中で、やっぱり将来的にも不安を残さず豊かに暮らしていきたいという人たちのために広域圏でどう取り組んでいくのかというのにこういう政府の制度があるわけですが、それにも漏れていくというケースがあった場合に三重県としてはどう対処されるのかというお考えを、まず1点目、お伺いしたい。

2点目ですが、公共交通の確保についてお尋ねをしたいんです。

まず、地域交通網の整備についてですが、市町をまたぐ地域間のバス運行や市町が独自で運行しているバスが数多くあるわけで、身近に見られるわけですが、日常生活に必要な機能サービスを、交通ネットワークを結んで地域住民にとっては非常に喜ばれているということでもあります。しかし、反面、基礎自治体の財政負担が増大する一方であり、国や県の支援のあり方について再度、再検討されるべきではないかなと。つまり、民間事業者とか、ある

いは事業運営に任せっきりではなくて、従来の枠組みから脱却をし、地域公共交通の再定義を図る必要があるのではないかと私は考えています。

映写資料をちょっとごらんいただきたいと思いますが、（パネルを示す）これは、私の選挙区ではないんですが、県南部地域、中山間地域でございます。バス停で待っている3人の女性の方がいらっしゃるわけですが、その中で話をしますと、県政に対する期待とか、今からバスに乗るけれども、週に2回バスで通っていると。いいですねという話を、こういう話をすると、多分知事はこういうところにおられたら2時間でも3時間でもどうぞみたいな感じで話になると思うんですが、こういう風景があるんですね。これが、バス停が後ろにあります、あれがなくなったら、そういう、いわゆる小さいコミュニティですが、なくなっていくのではないかなという危機感がございます。

公共交通機関の中で今回特に力を入れて申し上げたいのがJRとの協議についてのお話でございます。これも映像資料をごらんいただきたいと思いますが、（パネルを示す）紀勢本線の駅を書いております。1本線がびゅっとあるわけですが、和歌山県まで伸びているわけですが、実はワイドビュー南紀は1日4本になり、電化されていない単線ということもあるんですが、三瀬谷という駅がございますが、既にもう無人駅です。紀伊長島駅、尾鷲駅、熊野市駅も駅長を含めて2人体制です。駅長1人、もう一人いるという状況でございます、昼間でもシャッターが閉まっている状況でございます。

命の鉄道、公共交通がこういう状態になりつつある。これはいたし方ない部分もあろうかと思いますが、実は、列車の本数の一番多いのは、（パネルを示す）これ、縦位置で申しわけないですが時間です、1日何本あるか。右側にある、張ってあるのは臨時列車でございます、ゴールデンウィークであるとか、この間のシルバーウィークも出ていましたが、ふだんはこれがございますので、1日4往復という形になります。

そんなような列車の一番多かった時期というのは昭和43年から昭和53年ご

ろでございまして、知事は多分小さかったころだと思いますが、そのときは、「一枚の切符から」というキャッチフレーズ、あるいは「いい日旅立ち」、あるいは「ディスカバー・ジャパン」などのキャッチコピーがあった時代で、皆様懐かしい方もいらっしゃると思いますが、乗客の減少により、民間事業者であるJR東海側の事情があるとはいえ、防災面であるとか観光面であるとか、非常にデメリットであります。

JRは、松阪にある三重支店も名古屋に統合されます。それから、来年3月には、唯一の車両基地である伊勢車両区というのがあるんですが、そこが廃止になります。JR西日本の亀山鉄道部があるわけですが、そこはJR西日本ですが、そこにあるだけ、それ以外は車両基地さえも三重県内にはなくなる。このような状況をどのように捉えているのかということをお尋ねいたします。

時間がないので追加のことを申し上げますが、例えば、先週ですか、名古屋でJR九州の仲さんという方が講演されたんですが、その話の中身はこうなんです。地域に人が増えることで会社が発展する、九州を世界に発信するのが目的だと言っているわけですね。例の豪華寝台列車ななつ星をつくられた方ですね。豪華列車をつくらうということで10本観光列車をつくったそうです。その集大成がななつ星なわけですね。

観光の質というテーマでありますので、全体に、このことを申し上げたかったんですが、車両の中だけで過ごしていただくのではなくて、例えば島津家の別邸などでおりにたいて、食事をして歴史や文化を感じてもらい、感じる。それから、保育園児が、列車が前を通るときに手を振ってもらえるような場所をつくっていく。

ここからが非常に面白い、さすがだなと思うのは、乗車申し込みの倍率が高いんですね、33倍とか100倍とかというところもあるんですが、抽せん結果を伝えるときに、あなた、おめでとうございましてといったときに、周りで拍手をするんですね、あなた、おめでとうございまして。それだけで高揚するわけですね、期待値が高まるんです。その期待値を高めるだけのものを

持っているという自信があるわけですから。

あとは、当せんされたら30回ぐらい乗車される方に聞いてコミュニケーションをとるわけです。どんなことをされたいですかということを聞いていくわけなんだそうです。多分、その人がいざ列車に乗るときになると、職員と顔を合わせるときはもう涙だというふうに私は思います。これが感動なんだと思いますね。

必ずしも、車の移動が9割を超える九州でさえこういう取組をしているのに、JR東海と三重県との連携を、より地域振興とか、あるいは地方創生とか活性化とか観光客誘致であるとか、あるいは世界に誇るだけの観光地を目指すのであれば、この幹線であるJRとのお話し合いをぜひ積極的に進めていただきたいと思うんですが、そのことについて御答弁をいただきたいと思います。

〔福田圭司地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（福田圭司）** 地方創生に関しまして、地域の取組、県の姿勢についてお尋ねをいただきました。お答えいたします。

まず、定住自立圏構想を自立できないような地域についての県の取組ということでございますけれども、県といたしましては、地域とどう向き合っていくかという姿勢から、地域を主体とした取組を重視するというのが県の基本的な姿勢として、地域から課題の御相談があったりしたときには十分な情報提供であったり、一緒になって考える。具体的には、現在、今までは合併市だけを対象にした勉強会というのを開いておりましたけれども、今年度からは全市町を対象として、職員による勉強会を開かせていただいているという形で、現在、中心になっているのはやはり地方創生に関して、特に交付金事業等もございますものですから、平成27年度は現時点で5回ほどやらせていただいております。これは、逆に市町の取組も御紹介いただいて、他の市町が参考にできるといったような取組も参考にさせていただけるような事例を選ばせていただいて、それぞれ地域の活性化につなげていただけていっていただけるよう努力させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにしても、市町、取組がなかなか難しい部分がございます。県としても全てができるわけではございませんけど、一緒になって向き合うという姿勢を大事にして今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、公共交通のあり方についての御所見をいろいろいただきました。

バス交通につきましては、地域の公共交通の中で重要な交通手段というのは従来から変わっておりません。国のほうも、従来補助金制度であったものを、交通政策基本法の制定もあわせまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律といったようなものが平成26年5月に改正をされまして、公共団体が地域の事業者でありますとか地域住民の方々全員が一つの場に集まって、市町が、公共団体が主催をする会議を設けまして、その地域内の公共交通のあり方について議論をする、また、その中で地域公共交通網形成計画というのをつくれるようになりました。これに基づいて、例えば、今まで地域間交通であったバスでありますとか、それから鉄道との連携でありますとかいったようなことを合意した場合には、バス事業者でありますとか鉄道事業者もそれに応じて応えていかなければならないといったような法律の内容になっておりますので、現時点で全ての市町ないしは複数の市町がまたがって計画に取り組んでいるわけではございませんけれども、順次そういう形で進めさせていただいているというところでございます。

まずそういったことから、お話がありましたような交通の利便性でありますとか、地域住民の方々の生活の足として十分市町が主体になってやる部分、あるいは国、県が制度を利用した形で支援をする部分というののもすみ分けをしながら、地域住民の方々が生活交通として十分な手段として活用していただけるような計画をまずつくっていくのが大事なかなというふうに考えておるところでございます。

もう一つございました地域交通の担い手としての東海旅客鉄道株式会社の件でございます。

これにつきましては従来から、個々の案件に対する陳情、要望というのは、

基本的には窓口としてはなかなか難しゅうございます。年に2度程度、東海のほうと関西のほうと分かれておりますけれども、大体複数回一堂に集まらせていただきまして協議会を県のほうで持っておりますので、これは三重県鉄道網整備促進期成同盟会というのがございまして、知事が会長をやっておりますので、そういった中で陳情、要望を行っております。

ただし、地域の声として受けとめていただいておりますけれども、要望事項に関しましては利用実態や収支採算性を見きわめる必要があるといったようなことで、現在の利用状況では非常に困難だという形で、負のスパイラルというのがございますけれども、そういったところもございまして非常に厳しい対応であるということは事実でございます。

ただし、県としましては今後も引き続き、沿線住民の方々や沿線市町と一体となった方々の声を受けとめて、粘り強く地域の熱意を伝えていきたいというふうに考えております。

また、モビリティ・マネジメントに関しましての御提案がございました。

県のほうでつくりました三重県総合交通ビジョンに基づきまして今後十分な展開を図っていく所存でおりますので、どうぞ県民の方々の御理解を一層賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

[22番 東 豊議員登壇]

○22番(東 豊) ありがとうございます。

いずれの点についても、よりもう一步当事者の意識を持って県がかかわっていただきたいなことばかりでございます。定住圏構想もそうですし、それから公共交通も、バスのこともそうです。一つ一つ、やっぱり県民の立場に立って、ぜひ目線で取り組んでいただければというふうに思います。採算がとれないからということではなくて、負のスパイラルではなくて、やっぱり正の階段を上っていただきたいなとぜひ思います。

最後になりました。4分になってしまいました。前者の青木謙順議員が伊勢志摩サミットについて深く質問をしていただいて、御答弁もいただい

るところと少し重複をしますが、用意したものですので少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

一つは、この議会が終わりますと東京へ行って、東京からニューヨークへ行かれるんだと思いますが、そこでプレゼンをされるんですね。その中身を端的に教えてほしい、もし披露ができるのであれば共有したいというふうに思います。

それから、もう一つは、知事を筆頭に関係者各位の皆様のおすばらしい誘致活動でサミットが開催される運びとなったことは本当に感謝を申し上げます。身に余る光栄というのはこういうときに使うのではないかなという言葉だというふうに思うんです。会場に選ばれた三重県はそれだけのポテンシャルは十分にあると私自身も思っていますし、みんな180万県民はそう思っているんだと思いますが、参加者の方々が、知事がニューヨークに行ってお土産を持ってきてほしいというのがありますが、参加者がお土産を持ってもらえる、参加各国の人たちが何をお土産に持って帰るのかというようなことが、もし御用意できればお話をいただきたい。

何をというのは非常に抽象的なことかも知れませんが、おいしい魚を食べてもらうのはありがたい話ですし、それを持って帰ることは実はできない。でも、そういうものではなくて、見えないものをぜひ持って帰ってもらいたいな、その見えないものというものは何か。

時間がないので先に申し上げますが、三重の魅力というのは、三重の魅力は、実は見えないものだ、だから、それをぜひ見せていくということが、ここへ来てぜひ感じていただきたいというふうに思うんです。そんなことをお伺いしたいというふうに思います。

知事が何を話されるのか、つまりストーリー性をどうやって話されるのか、興味があるところをございます。それから、期待値と満足度、余り期待値を高めても、逆に言うとギャップが大き過ぎて、何や、あいつ、知事、うそをついたぞみたいなことになってはいけませんので、その辺が日本人としての感性でぜひお話をいただきたいと思うんですが、どうぞお願いします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） ニューヨークのセミナーでの発信内容ですが、まずもって、今般ニューヨークでのセミナー参加に当たり、議事日程の変更について御理解いただきましたことを改めて深く感謝申し上げたいと思います。

セミナーでは、三重県単独では集められないようなそうそうたる現地企業、メディア、政府関係者が集まる予定と聞いております。この極めて貴重な機会を生かしまして、そもそも三重県の認知度向上に加え、伊勢志摩サミット開催を通じて三重県があらゆる分野において選ばれる地域となるように、また、三重県がMICE誘致や国際観光地として世界やアジアをリードする存在になるように、例えば以下のような内容を伝えていきたいと思います。

一つは、サミット開催が決定した三重県のすばらしさやポテンシャル。二つ目は、サミットを通じて三重県がどのように進化しようとしているのかという考え方や挑戦の取組。そして、三つ目に、三重県のビジネス環境の優位性。これは、今までの国内の企業誘致セミナーとかでは国内他都市との比較をやってきましたけれども、今回は、シンガポールとかマレーシアとか中国とか、アジア他地域との比較でビジネス優位性を説明したいと思っています。

加えて、今回のサミットでは、私たちは日本を背負って、三重県を通じて日本を感じ知っていただくわけでありますから、それらがしばらくしたら途絶えてしまったということではいけませんので、それらを守り続ける責任や使命があるということも伝えていきたいというふうに考えております。

また、魅力の中では、先ほど議員のおっしゃったように、見えないもの、タンジブルとインタンジブル、あるいは動と静、あるいは伝統と革新、あるいは自然と成長、こういうようなコントラストが共存するというような一つのストーリーで三重県の魅力もPRしたいと思っています。

あわせて、伊勢茶の試飲、それからNAND型フラッシュメモリーの展示、こういうようなこともできることになっていますので、そういうブース設置を通じてPRもしたいと思います。

[22番 東 豊議員登壇]

○22番（東 豊） ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

時間が来ましたので、これで一般質問を終わります。ありがとうございます。
（拍手）

休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時1分開議

開 議

○副議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○6番（岡野恵美） 津市選出、日本共産党の岡野恵美です。初めての一般質問です。よろしくお願いいたします。

伊勢志摩サミットについて、県民目線で質問いたします。

質問の第1、サミットについて。サミットは国の行う事業です。したがって、財政的にも、県民生活にとっても、県民負担のないようにしていただきたいということです。

私は、9月6日に行われた第1回伊勢志摩サミットフォーラムに出席しました。その中で、当時、北海道洞爺湖サミット推進局長をお務めになられた、今の北海道の副知事が出席されて、冒頭でサミットを変な事業とおっしゃいました。ある日突然決まる、テーマもわからない、3日間の会議を1年間で

準備すると言われました。

志摩市の住民の方から、外務省の伊勢志摩サミット準備事務局長に、奥まった地域、観光で成り立っている、安全や警備などデメリットが多くあるのでは、犠牲を払って不確かなメリットを追いかけるのではなく、デメリットを最小に、メリットを正確に伝えてほしいと言われました。県民の皆さんの、とりわけ地元住民の正直な気持ちではないでしょうか。

北海道洞爺湖サミットは環境がテーマで3日間でしたが、今度は1泊2日でテーマは決まっておりません。それを、三重県は、今回の補正予算だけでも54億円も借金をして対応しようとするわけです。

外務省の伊勢志摩サミット準備事務局長は、首脳だけでなく、報道関係者など内外で5000人お見えになり、日本の魅力発信のまたとない機会だとおっしゃいました。三重県としてこの機会を有効に使ってほしいと言われましたが、先日の質疑で、営業補償、漁業補償はしないということが明らかになりました。

北海道経済連合会が、サミットが行われた3カ月後の2008年10月9日に生産波及効果分析を出していますが、私を見ると、それはサミットで使われた費用が道内に197億円余り落ちたと想定されるだけで、はっきりしていることは、サミット開催中、その前後に減少した、この地域を訪れる道外観光客数が減ったことによる減少収入は42億8100万円、生産影響額はマイナス86億8700万円と推計されていることです。

副知事はやってよかったとおっしゃいましたが、経済波及効果については言及しませんでした。すなわち、わからないということではないでしょうか。

知事はサミットフォーラムの参加者の質問を遮るような司会をなさいましたが、地元住民の疑問、犠牲を払って不確かなメリットを追いかけるのではなく、デメリットを最小に、メリットを正確に伝えてほしいという質問にはっきり答えてください。

質問の第2は、安倍首相も知事も、神宮を日本の心のふるさととして世界に売り出している点は極めて政治的ではないでしょうか、お伺いします。

伊勢神宮にはもちろん、参拝者をはじめ、観光客がたくさん行かれます。歴史のある神社ですから荘厳で静かです。でも、全ての日本人の心のふるさとと言える場所でしょうか。私にはそう思えません。なぜなら伊勢神宮は、戦前は天皇を頂点とする国家権力と結びついた神社であり、日本の侵略戦争に最大限に利用されてきたからです。

サミットフォーラムに参加されたイギリスのフィナンシャル・タイムズ東京支局長は、首脳についてくる新聞記者のトップの方々には三重県については興味はない、キャメロンやオバマの動向とサミットの雰囲気に関心があると、洞爺湖をバックにして首脳が写っているがどこで撮ったかわかりにくい写真を私たちに見せて、伊勢神宮で撮るとおもしろい写真になると言われました。どういう意味かはわかりませんが、確かにロケーションとしては日本だとわかる場所になるでしょう。しかし、安倍首相の言う日本の精神性に触れていただくには大変よい場所と言えるのでしょうか。

特に、集团的自衛権行使を強行採決した今、日本並びに世界の世論は必ずしもこのような押しつけを許さないのではないのでしょうか。また、政教分離の原則に触れる問題ではないのでしょうか。お聞きいたします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 2点御質問をいただきましたうちの2点目、伊勢神宮の政治的利用はやめるべきという点について、私のほうから答弁をさせていただきます。

そもそも政治的な目的での利用とは何を指すのか全く不明ですが、憲法に規定する政教分離との関係で懸念を持たれ、質問をいただいたのではないかと理解しております。

まず、政教分離についてであります。御案内のとおり、昭和52年7月の最高裁における津地鎮祭訴訟の判決において以下のように述べられています。

憲法の政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわりを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのか

かわり合いをもたらす行為の目的及び効果に鑑み、そのかわり合いが相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。

さらに、憲法20条3項の禁止する宗教的行為とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかわり合いを持つ全ての行為を指すものではなく、そのかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。

これ、いわゆる、御存じだと思いますけど、目的効果基準というものであります。

三重県が有する歴史、伝統文化、産業などは、多くの部分において伊勢神宮を抜きにして語ることはできないと、私のみならず、多くの県民の方々が思っておられると思います。

過去のみならず現代においても、観光業、食材や食文化の発展などにおいても、伊勢神宮による三重県への寄与度が極めて高いことは疑う余地もありません。また、伊勢神宮には、御用材などの高度なリサイクル、独創的な建築様式、調度品の技術伝承など、世界に誇る持続可能性に関する仕組みもあります。

したがって、今回の伊勢志摩サミットにおいて各国首脳等に、日本や我が県に様々な恩恵をもたらしてきた、私たちの誇るべき存在である伊勢神宮を訪れていただき、凜とした空気に触れたり、日本の伝統文化や環境との共生などを知っていただくなどの行事が行われ、それらを通じて三重県のよさが発信されることは、先ほどのいわゆる目的効果基準に反することのない範囲において全くもって問題ないことであると考えられますし、むしろ大いに歓迎すべきものであると考えます。

なお、共産党の1975年12月に採択されたいわゆる宗教決議において、どの宗教、宗派も活動を認め合うことが大切、国家はどんな宗教にも特権を与え

たり、逆に差別的に扱ったりしてはならずと述べられています。この文面に沿えば、伊勢神宮だけを狙い撃ちにして、逆に差別的に扱い、訪問してはならないというのは、確かに戦前の一時期、国家神道の時代はあったものの、戦後、神道指令において国家神道が解体され、一宗教法人となっている伊勢神宮に対し、いささか過剰なのではないかと個人的には考えます。

ちなみに、平成26年3月、天皇皇后両陛下が神宮を訪問された際には、共産党の県内の市議の方も歓迎にお越しになられていました。

以上です。

〔西城昭二雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長登壇〕

○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二） 伊勢志摩サミットが県民の皆様にも、財政的に、あるいは生活面で負担がかからないようにすべきとの御質問にお答えをいたします。

まず、財政面での負担についてでございます。

主要国首脳会議、サミットは、国が開催するものであり、首脳会議の会議場の設営など、サミット開催に必要な経費は基本的に国が負担することとなりますが、その一部、県側が実施を担うなど関与する部分については、県側の負担が発生することが想定されるところでございます。

平成26年度2月補正予算におきまして計上していた1億円に加えまして、今回の補正予算では、サミット開催に備えるための警備体制の強化や道路・交通安全施設の整備などについて、約58億8000万円の事業費を計上したところでございます。

伊勢志摩サミットは、国土整備等を国が手がけてきたこれまでの沖縄、北海道とは異なりまして、主要な移動経路と想定されるような道路等の整備を開催県において担わなければならない、そういう意味で典型的な地方での初めてのサミット開催でございます。警備に要する経費も含めまして、県にとって過大な財政負担とならないよう、財政支援スキームにつきまして、国に対し、愛知県ほかの東海3県1市で要望してまいりたいと考えております。

次に、生活面の負担についてでございます。

今日も御答弁申し上げましたけれども、去る17日に国において決定されました伊勢志摩サミットにおける警備対策の基本方針、これも踏まえまして、開催に当たりましては、規制を行う警察本部など関係機関と連携をいたしまして、市民生活にも配慮したサミットとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

その意味で、地域の皆様へ各種情報を丁寧に説明することによりまして、サミット開催に対する理解の促進と、住民の皆様が抱える不安や課題の解決を図りたいと考えておりまして、警備に伴う規制の詳細等はまだ決まっておりませんが、地元市町や警察本部など関係機関と調整をいたしまして、住民の皆様へできるだけ早く、正確にお伝えできるよう努力したいと思っております。

なお、御質問の中で、営業補償はしないとさきの質疑で明らかになったとおっしゃられましたけれども、県として営業補償の予算は考えていないというふうに申し上げただけでございますので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 私ども共産党は宗教の自由を認めております。しかし、公的に意識的となると非常に問題だと思います。私はデモテープを見せてもらったときに、その大半が伊勢神宮のそういうPRであったということで、精神性ということがかなり強調されておりましたし、そして、また、初詣等、総理大臣をはじめ毎年のように、当たり前のようにしているということはいつから行われたかということを考えるときに、やっぱり意識的というふうに言わざるを得ません。

さきにも申しましたが、伊勢神宮は戦前の国家神道の頂点にあった神社で、軍国主義の精神的推進力の役割を果たし、日本人の心のふるさとと決して言えませんというふうに申し上げておきます。

また、伊勢志摩サミットの行われる賢島は、サミットの写真のように、真珠いかだがたくさん浮かんでおります。通常、首脳が宿泊することになって

おる志摩観光ホテルを使って仕事場に行かれる方もおられるようです。警備は楽だと言われますけれども、洞爺湖のような山の上と違って住民が日常的に生活している場所です。警備は非常に難しいのではないのでしょうか。

知事は議会日程を変更してまで、サミットの宣伝をするためだとしてアメリカまで出かけて飛び歩いておりますが、県民はこのことを決して快く思っておりません。サミットはもともと国の行事です。県民負担のないようにすべきだということを再度申し上げて、次の質問に移ります。

大きな質問の第2点、地域医療構想と三重県の責任についてお伺いします。

今、国の社会保障・税一体改革大綱に従って、2017年4月からはどんなに景気が悪くても消費税は10%納めなければなりません。ところが、この消費税分は社会保障に使われず、社会保障は次々と削減されています。

昨年6月に成立した医療介護総合確保推進法に伴い、介護保険制度は改悪され、介護難民が始まっております。今度は地域医療構想で、2025年に団塊の世代が75歳を迎えるに当たり、病院のベッド数を減らして在宅に戻され、医療難民がつけられようとしています。知事の要請または命令、指示に従わない場合の措置も決められております。

既に国は、レセプトを全部コンピューターに入れ、保険点数からはじき出して四つの機能別に医療機関を振り分けて、それぞれ2025年の必要病床数をはじき出して三重県に提起しています。

この表をごらんください。（パネルを示す）これは、当局の資料を使ってみえ自治労連がまとめた医療機関の所在地の必要病床数です。三重県全体で今より2150ベッド数が減らされ、何と東紀州は、現在の921床が2025年には463.8床になっています。東紀州ではこの10年間に、ベッド数を半分にして在宅に戻すというのです。県民は果たしてこんな押しつけに納得できるでしょうか。

三重県では、この構想策定を6月から進め、八つの地域医療構想調整会議はやがて2回目に入り、来年の2月定例会議に最終案を出す予定だとのこと。私は、少なくともこのことは地域住民の中でしっかり論議をすること

とが必要ではないかと思えます。ところが、八つの地域医療構想調整会議のうち五つは、医療関係者と自治体関係者しか入っておりません。地域の住民が入っていないのはなぜかお伺いいたします。

徳島県議会は7月3日、地域の実情に応じた医療供給体制の確保を求める意見書を国に提出したと聞きました。意見書では、国が一方的に病床削減を強いることで、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなるおそれがあると指摘し、医療機関の経営基盤の動揺、医療従事者の雇用機会の喪失、将来医療従事者を目指す若者の士気の低下につながり、地域の医療供給体制を崩壊させることになりかねないとの懸念を表明し、地域医療構想を実現させる過程においても柔軟に対応することを可能とする制度運営を行うことを国に要望しています。

全国あちこちで問題になっております。急ぐ必要はないのではないのでしょうか。御意見を伺います。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 地域医療構想の策定におけます県の姿勢等についてお答え申し上げます。

この地域医療構想は、2025年、今から10年後を見据えまして、地域のあるべき医療提供体制を構築するためのものですが、その策定に当たりましては、将来の推計人口に基づいて算出した客観的なデータ等、これをもとにしまして、ただ、こういった客観的なデータだけによらずに、地域の関係者がふだんから感じている地域の医療に対する相場感、もしくは将来展望、そういったものも丁寧にお伺いしながら作業を進めてまいりたいと考えております。

また、今後のあるべき地域医療提供体制を構築するためには、病床の機能分化・連携だけではなく、在宅医療体制や地域包括ケアシステムの構築、こういったことも極めて重要でございますので、こういった課題についても御議論いただくような、そういった場の設定が重要と考えておりまして、県としましては、三重県の南北に長い地勢を勘案いたしまして、保健医療圏、四

つでございますけれども、これをさらに細かく八つの区域に分けて、それぞれに地域医療構想調整会議を設置したところでございます。

そして、この地域医療構想調整会議の委員には、医療提供側だけでなく、医療を受ける立場にある方々の意見も反映できるよう、市町、医療保険者とともに、住民代表の方にも参画いただいているところでございます。全部の地域は埋まっておりますけれども、これらについても引き続き、関係市町とも相談しながら、できる限り全ての地域で住民代表に参画いただけるよう努めてまいります。

なお、必要病床数の数につきましては、これはあくまでも参考値、目安としてではございますが、一方で、今後の将来の推計人口をもとに出されたデータでございますので、こちらはお示しはさせていただきながらも、ただ拙速に事を進めるのではなく、関係者と丁寧に議論を進めながら、地域の特性、実情を踏まえて地域医療構想を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 引き続き住民の参加については求めていくということでございましたし、参考値であるので丁寧に進めていくというお話でありましたので、ぜひその方向で進めていただきたいと思いますが、何しろ国は何を狙っているかということをちょっと申し上げたいと思いますが、2013年に地域包括ケア研究会がまとめました持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書の今後の検討のための論点では、本人と家族の選択と心構えとして何と書いてあるかといいますと、2025年には、常に家族に見守られながら自宅で亡くなるわけではないことをそれぞれの住民が理解した上で、在宅生活を選択する必要があると言っております。厚生労働省のいいなりになっておりましたら、1人で死ぬこともあることを覚悟して、こういう選択もあるということです。

三重県では、地域の医療機関の力関係に任せて、また、個々の県民の覚悟に依拠するというのではなく、県民が安心して医療や介護が受けられるよ

うに、三重県政が三重県民の命と健康に責任を持つようにしていくべきだ、このことを期待してお願いをして、私の２点目の質問は終わらせていただきます。

引き続き、３点目に移らせていただきます。

質問の第３、津市の長谷山山麓の安濃町妙法寺で産業廃棄物の焼却を行っている株式会社テクノ利昌の産業廃棄物処理場についてお伺いします。

この事業者は、平成24年、2012年9月12日午前11時25分ごろ、焼却施設受け入れピットで火災を起こした業者です。もともとは大栄総業といい、三重県産業廃棄物処理指導要綱のできる前の1994年1月ごろから産業廃棄物処理場を計画し、当初から住民が強く反対し、同年12月には当時の安濃町長から知事に対し、住民からの反対請願、町議会の反対決議が出されましたが認められず、1998年8月に操業を始めました。

以来、停電事故、火災事故、ダイオキシンの排出基準違反3回など、安濃町の環境を守る会の皆さんの資料によりますと、法令違反2回、公害防止協定違反5回以上、火災事故を2回も起こしているようです。

今は株式会社テクノ利昌といい、火災事故を起こしたときには私も現場を調査いたしました。そのときは8カ月ほど一時休業して修理し、翌年の2013年5月17日に再稼働しました。ところが、この業者は昨年10月3日、優良産廃処理業者に認定されたことから、住民はなぜこんなことが許されるのかと憤っております。

また、今年1月10日、煙突改修時にばい煙を発生させ、当時の現場責任者は住民が指摘するまで気がつかなかったようです。

県はこのような業者を優良産廃処理業者に認定したのはなぜでしょうか、お聞きいたします。

また、業者は24時間操業をしたいと住民に接触してきているようです。安濃町ピュアタウン自治会では、今年3月の自治会総会で24時間操業に反対する決議をし、津市長に提出したとのこと。24時間操業を認めるべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

〔渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆） 津市の産業廃棄物処理業者につきまして大きく2点質問をいただきましたので、順次お答えをします。

まず、優良産廃処理業者認定制度でございますが、通常5年の許可有効期限のあるところを7年にする特例措置を講じるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業界全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的に、平成22年度の廃棄物処理法の改正で創設された制度でございます。

廃棄物処理法施行令に定める基準に適合する産業廃棄物処理業者を、事業の実施に関しすぐれた能力及び実績を有する者として、知事が認定するものでございます。

県では、排出事業者がより確実に自らの処理責任を果たすため、これの体制確保を目指しまして、みえ県民力ビジョン・行動計画の緊急課題解決プロジェクトに位置づけ、優良な処理業者の育成、活用に取り組んでいるところでございます。

認定を受けるに当たりましては、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組実績、電子 manifests の利用及び財務体質の健全性に係る五つの基準に適合する必要がございます。

過去に事故を起こした事業者でございまして、従前の許可の有効期限内に改善命令等の不利益処分を受けていない場合は遵法性の基準に適合していると判断されますので、認定をいたしたところでございます。

続きまして、24時間操業の件でございますが、産業廃棄物処理施設の操業時間につきましては、これを延長する場合というのは変更許可が必要となることがございます。産業廃棄物処理施設の変更許可に当たりましては、事業の用に供する施設の構造及び維持管理に関する技術上の基準に適合し、申請者が事業を的確に継続して行うことができる能力を有しているものであることが廃棄物処理法で規定されてございます。

また、産業廃棄物処理施設の設置に当たりましては、計画段階から周辺住

民との合意を図りながら進めることを、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例で規定しているところでございます。

以上です。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 少しわかりにくかったので教えてほしいんですが、過去に改善命令を受けた業者であっても、その期間内に適合というふうなことをおっしゃいましたが、それは詳しく教えてください。

それから、技術上の基準だけではなくて、合意についての住民同意の範囲について詳しく教えてください。

○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆） 改善命令等の不利益処分につきましては、改善命令あるいは措置命令、それと停止命令、廃棄物処理法に係るそういった不利益処分を受けているということが遵法性に反するということになりますので、この許可につきましては、許可を受ける前の許可というのが5年間ございますので、その期間内にそういった不利益処分を受けていないということで遵法性が確保できているという判断をするという基準になっておるということです。

それと、三重県産業廃棄物処理指導要綱の合意を図る件でございますけれども、これにつきましては、埋立処分とか、いろんなものについて規定があるわけですが、焼却の場合は、ちょっと詳しい資料があれなんですけど、周辺800メートルの住民の5分の4でしたか、ちょっと正確にあれなんですけれども、その同意を求めているところでございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 前の許可5年間といいましても、その間に火災事故を起こしているわけです。それで休んでいたわけですけど、だから、そういうことは法には触れないんでしょうかということと、それから、県の産業廃棄物処理指導要綱では周辺800メートルの8割の住民の同意が必要だということで、24時間操業の場合も、800メートルの範囲ということでは新しく分都とかいう地域が入ってまいりますけど、その住民の5分の4の同意が必要なの

かということを再度確認します。

○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆） 同意につきましては、そういうことで結構かと思えます。

それと、事故につきましては、先ほども御答弁申し上げたんですけれども、いわゆる不利益処分をこうむっていないということで、基準に適合しているということでございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 物すごく、やっぱり住民は不安がっております。そして、煙突のときも今回の1月10日のときも、指摘するまでわからなかったというふうなことで、すごく心配をしております。たびたびこの問題が起こっております、本当はもう出て行ってほしいというのが実際の気持ちなんです。もう創業から随分たちます。十七、八年たつわけです。

それで、いろんな意味で、今、住民の人らは、ちょうどインターチェンジから右側に見える長谷山の麓で煙を吐いているのが業者なんですわ。私たちが市議会議員のときは、あそこの長谷山開発はいろんな意味で皆さんのレクリエーションの場として楽しまれておりましたが、今、ほとんどそれができなくなるような状態でありまして、本当に、私も登りましたけれども、非常に見晴らしがよいすばらしいところです。だから、子どもたちのためにも、そういうところに長いこと産業廃棄物が居座っておるとするのは景観上もようないというふうに思ひまして、ぜひこの際出ていてもらいたいというのが住民の願いだということをお伝えして、終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 36番 今井智広議員。

〔36番 今井智広議員登壇・拍手〕

○36番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。3期目で初めての質問ということになりますけれども、自分自身、やはり3期目、多くの方に御支援もいただきました。改めて、これからしっかりと、今まで以上に結果を出していく、県民の方に実感をしていただけるようないろんな政策を提案して

いかないといけないと、そのように思っております。

鈴木知事におかれても2期目をスタートされております。1期目のときに、本当に元気に三重県がなっていく方向づけをしていただいたと思いますが、やはりこの2期目は結果が本当に問われる、そういったときだと思っておりますので、しっかり緊張感を持ちながら議論をさせていっていただきたいと思っております。

まず、1点目は三重創生に向けてという題名をつけさせていただきました。この中から2点質問をさせていただきたいと思っております。

地方創生というのは、もう皆さん御承知のとおり、その地方の特徴を生かした自立的で持続的な社会を形づくること、また、魅力あふれる地域のあり方を築くことと、そのようにされているかと思っております。

一方で、ちょっと切り離して創生という言葉は、辞書等で見ると作り出すことということで、人をつくり出す、人材をつくり出す、また、物をつくり出す、そして、新たな初めてのものを創出するとか、そういった意味があるというふうに見させていただきました。

ですので、今後三重県を創生していくためには、それぞれの地域の特徴をしっかりと生かしながら、その地域に必要な、そういった政策的なものであったり、また、人材の育成とか、そういったことをやらないといけないですし、政策等事業においては、新しい事業をやっていくことも大事ですが、今ある事業をブラッシュアップして、これから必要なものに変えていくという、そういった必要もあるのかなというふうに感じながら質問に入らせてもらいます。

地方創生、今後、県民をはじめ、市町や各関係機関の皆さんとともに、創生のために様々な取組をより具体的に、着実に進めていかないといけないところでありますけれども、その中から、私は今回、特に人口転出の防止と、また、県外からの移住の促進に重要になってくると思う企業誘致についてと、そして、三重のすばらしさを県外の方、特に若い児童・生徒の皆さんに知ってもらい、感じてもらうことが三重の将来にとって大事であるという視点か

ら、修学旅行等の誘客について質問をさせていただきたいと思います。

この二つとも、私も民間時代に、土地の関係の仕事、また、旅行の関係に携わっておりましたので、そのときのことを思いながら少し質問もさせてもらいたいと思っております。

企業誘致についてでございますが、雇用経済部企業誘致推進課のほう、本当に頑張っていたらと、その点は高く評価をさせていただいております。みえ県民力ビジョン・行動計画の、この4年間の、今年度までの取組の中で、平成26年度の時点で目標の120件に対して182件の企業誘致をしていただいたと、平成27年度成果レポート（案）のほうで報告をいただきました。そのうちの20件は協定書を県も入って結んでいただいております、県外に本社のある企業が6件、県内のほうが14件ということで、目標達成と同時に、県もしっかりと入った形でやっていたらと大変うれしく思っておりますけれども、これからが僕は大事になってくると思います。

というのも、今、県のほうで出しているという企業立地ガイドというのがあります。（冊子を示す）ここに、公的な工業団地の一覧表、民間工業団地の一覧表というのがありますけれども、数は限られているという形になります。当然これが全てではないにしても、この中に載っているのはこれで、ありがたいことに、伊勢のほうで1区画残ってありましたサン・サポート・スクエア伊勢、今月協定を結ばれた、これもありがたいことではありますが、これでもう伊勢のこの物件もなくなりましたので、公共的なものは九つになるという形になります。ここに載っている民間は八つという形になっておりますけれども。

企業が三重県に進出というときには、やはり土地というものは必ず必要になってまいります。当然、ここに載っているこういった工業団地を早く埋めてもらう、また、埋めさせてもらうことが一番重要なわけではありますが、企業が立地を目指す場所というのは、流通の面でも、また、周りの環境の面においても、やはり条件のいい、そういった場所を選んでくれるのが、また、指定してくるのが企業側だと、そのように思っております。

その希望に、どうしてもこの場所では来てもらうことができないということも多々あると思います。今まで問い合わせがあったけれども、どうしても条件が合わないということもあったと思います。そういったことで、やはり資源である土地、この土地をしっかりと、今後企業の要請に従って柔軟に対応していくこと、既にしてもらっていると思いますが、それが今後特に重要になってくると、そのように思っております。

私も土地等を売らせていただいて、一戸建て等を買っていましたが、やはり土地に関しては、家を建てる方も、どここの小学校区じゃないとだめなんですとか、スーパーからどれぐらいですとか、様々な御要望もありますので、そういった意味において、土地開発に携わっている民間企業の力をこれからしっかりと使っていけないといけないと思っております。

ただ、この御時世でありますし、企業が来るとなると何千坪、何万坪という単位になりますので、今から土地を切り開く、開発をするということに関しては、様々な労力、また、地権者が多くなればなるほど大変な面にもつながっていくわけですが、当然なりわいとして開発業者はやっているという、そういった事実もありますし、まさしく、この後、企業が来てくれるんじゃないか、企業がここに、県のほうも携わって引っ張ってきてくれる可能性があるとなると、前向きにそういった地権者との1対1の面談等も頑張れるんじゃないかと、そのように思っております。

その意味から、今、様々な、来てもらう企業側に対して助成の制度をやっただけでいいと思います。これはこれでしっかりと、今後も新しいものも含めてつくってってもらいたいですけれども、やはり土地開発のほうにもしっかりと重点を置きながら、そこに補助金を出せとか、そういったことは一切言いません、しっかり情報を、連携をとりながら、一つ一つの企業、来てくれると、そのように言っただく企業に真剣に対応していかないといけないというふうに思っております。

そういう意味からは、例えば企業誘致というのはお見合いみたいなものだと思います。引き合わせるというような、その引き合わせ役が県であり、

市町であり、金融機関であったり、様々なところだと思っております。一つ一つのそういった来てもらえる企業に対してのプロジェクトをしっかりと立ち上げていながら、情報管理もしながら、具体的に今後進めていく必要があるんじゃないかなと、そのように思っておりますので、それについてのお考えをお聞かせください。

2点目は、修学旅行についてでございます。なぜ今取り上げたいかという、先ほど知事も、午前中の答弁で、千載一遇のチャンスであると、伊勢志摩サミット、そのことを言われておりました。

私は単純な理由として、修学旅行というのは、皆さんも同じだと思えますけれども、僕もいまだに、小・中・高で修学旅行へ行った場所はしっかりと覚えていますが、たまにしか見ないですけど、卒業アルバムには必ず、その写真というのは笑顔で載っているのが修学旅行であると、そのように思っております。

また、一方で、大人になってからどこへ行こうかというときに、子どものときに行った場所というのはやはり自分の子どもにも見せたいという、そういった気分にもなってもらうことも多くあると思えますし、また、将来、これから増やしていかないといけない移住をしたいという人たち、この方々が移住先を選ぶときの一つの候補地として、修学旅行で友達と楽しい思い出をつかった、また、時々見ることができる、そういったところを一度は考えてもらえる、そういったことにつながるのではないかということで、修学旅行にさらに力を入れていってもらいたいと、そのように思っているところでございます。

県のほうでは平成24年度に、緊急雇用の制度を活用していただいて、（冊子を示す）修学旅行誘致意向実態調査報告書というのをつくっていただきました。これは多分、僕は三重県だけがやったのかなと思います。観光庁や文部科学省に問い合わせましたけれどもこの数字はありませんでしたので、三重県が独自に、修学旅行等学校教育の旅行を引き入れるためにやってもらったんだというふうに思っております。発地サイドの調査、また、受け入れサ

イドの調査、また、市町や観光協会など本当に詳しく、これは僕はすごい宝になってくると、そのように思っております。

これで見ると、年間大体九百三、四十団体が三重県に教育関係で旅行に来ていただいておりますし、約6万8000人、小・中・高合わせてそれぐらいの方が、現状、平成24年、平成23年、平成22年の数字ですけれども、そのあたりの方が来ていただいております。ほとんどが小学校ということで、6万人ぐらいが小学校の方だと、そのようにもこの中にも書いてありますけれども、これはやはり、今後、伊勢志摩サミットを機に、さらに三重県の魅力をしっかりアピールしていくことが大事だと思っております。

この中にいろいろと個別に意見を書いてもらってあるところを見ますと、旅館やホテルの方、また、それぞれの観光に携わる方の県や市町に望むことというのは、やはり広域でしっかりと連携をとっていただきながら、広報に力を入れていきたい。自分のところの単体ではなかなか、広報、それだけの人を割くこともできないでしょうし、お金もかかることもあると思います。売り込みに行かないといけないわけでありますので、そういった意味においては、やはり県や市町が中心となって、しっかりと広域的に、三重県は伊勢志摩が中心であります。伊勢志摩の観光、また、修学旅行を増やすこととあわせて、伊勢志摩と、もう一カ所どこかに寄ってもらう。また、もしどうしても伊勢志摩が無理であっても、伊賀と鈴鹿をセットでとか、今は博物館も新たにできていますので、この当時にはなかった博物館もできていますし、昨年の数字を聞かせてもらおうと、海外も含めて七つの団体が、子どもたちが来てもらっていると、そういったことも聞かせていただいております。

三重を知ってもらうためには、そういった新たな体験できる場所、また、観光施設としっかりとセットして、動線をしっかりとしてつくりながら売り込んでいくべきだと思いますので、広域連携、広域的な組織の立ち上げも含めてお聞かせをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 企業誘致を進めるためのこれからの用地確保に

についての御質問でございます。

県内工業団地の現時点における分譲可能面積は約107ヘクタールでありまして、10年前の約247ヘクタールと比べますと約43%となっております。県内への企業誘致を進め、地域経済の活性化、雇用機会の創出へとつなげていくためには、産業用地の確保は重要であるものと考えております。

このような認識のもと本県では、従来から市町と連携して工場跡地等の未利用地の情報収集及び整理を行い、その所有者との調整を踏まえて、進出企業に対して産業用地としての情報提供を行っております。

また、新たな産業用地の確保に向けて、早期の開発が見込まれる工場適地や企業ニーズの高い地域について、市町や開発事業者などとの意見交換を行い、用地開発の検討を進めております。

さらに、今年度は、将来的に新たな産業用地となり得るエリアの調査を行うこととしており、その調査結果により、地元の市町等とともにその実現に向けた検討を始めてまいります。

引き続き市町と連携を図りながら、進出企業と開発事業者の双方から情報収集を行い、県がワンストップ窓口となり、産業用地の確保など、操業環境の整備を促進し、県内への企業誘致を進めてまいります。

議員のほうから、進出企業と産業用地のお見合いというようなお話がございました。ものづくり中小企業とメーカーとの商談会というのを実際やっております。その中ではやっぱりそれは非常に好評で、効果の高いものというふうに考えております。

ただ、企業において、企業誘致という点におきましては、国内外で激しい競争がある中で、新たな設備投資とか事業の拡大など、経営戦略にかかわる情報を関係者以外に開示いただけない場合が多いのが現実なところでございます。

このため県は、進出企業と開発事業者の双方の情報をつなぐ役割を担っていくとともに、産業用地確保につながる効果的な手法があるかということこれから検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔田中 功雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（田中 功） 修学旅行などの誘致についてお答え申し上げます。

修学旅行や社会見学など、教育旅行を通じて本県に多くの小・中学校の方々に来ていただくことは、観光地としての三重の認知度を高め、中長期的に全国に三重ファンを広める絶好の機会と考えております。

県としましても現在、伊勢志摩地域の官民が一体となった教育旅行誘致組織であります伊勢志摩学生団体誘致委員会などと連携し、首都圏、そして関西圏の小・中学校に対してセールス活動を展開するとともに、教育旅行誘致に関心のある県内市町と連携を図るため、担当者会議の開催などの取組を進めているところでございます。

また、教育旅行の新たなコンテンツであります四日市公害と環境未来館をはじめ、県内各地の資源を生かした誘致活動を実施していくに当たっては、三重県全域で関係者が連携し合いながら取組を進めていく必要があります。

今後は、市町を主なメンバーとした広域的な組織の設置も視野に入れながら、県としましても積極的に教育旅行の誘致に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

企業誘致のほうも、三重県は鈴木知事のトップセールスをはじめ、本当に皆さん頑張っていただいています。僕も土地にかかわっておりましたので、本当に難しいということもよくわかっております。関係者としっかり連携を深めながら、やはり働く場の確保、また、働く場があれば三重県から県外へ出ることを引きとめることにもつながりますし、県外から来ていただく方には働く場所ということが重要でありますので、企業誘致、何も県外からだけではなくて、県内の企業の方に設備を大きくしてもらい、もうけていただいて投資してもらいということも重要なことでもありますので、両面でしかり

と進めていっていただきたいと思います。

そして、修学旅行につきましては、伊勢志摩のほうでそういった学生団体誘致委員会が発足されていると聞かせていただきました。やはりそういうのがあると、今のほとんどの三重県に来ていただく教育旅行の方々には、伊勢志摩地域へ8割、9割が行っていただいていると思います。それはそれで本当に素晴らしいことでもありますので、もう一カ所泊まってもら。午前中の東議員の観光の質問の中でも、知事は答弁で、もう一泊、もう一食というようなことを言われたと思います。やはり修学旅行も、もう一泊してもらえ、もう一食三重県内でおいしいものを子どもたちに食べてもら、そういった取組が必要になると思いますので、県内様々ある観光資源、体験型からいろんなものが、いいものがあるわけですので、しっかり連携を図ってほしいと思いますので、よろしく願いをいたします。

時間がなくなってまいりましたので、早速、地域医療の充実に向けてということで質問をさせていただきます。

時間がありませんので、いろいろ能書きを言おうかなと思いましたがぐっとはしよらせていただいて、これまで私も、地域医療の充実について様々な取組をさせていただいてまいりました。提案もさせていただいてまいりました。その中で、先ほど地域医療構想のお話もありましたけれども、今後2025年を目指して、この地域のそれぞれの地域で、生活上の最低限のセーフティネットである医療についてはしっかりと充実を図っていかないといけないと、そのように思っております。

当然、専門の科、専門医の適切な配置ということも重要でありますけれども、一方で、今、まだ医師の偏在等も解消できていない、まだまだ道半ばの取組であると思います。そんな中で、やはり総合診療医、午前中、青木議員の質問にもございましたけれども、総合診療医の役割、プライマリー・ケアの提供というのはすごく今後大事になってくると思います。

そこで、7月に知事はヨーロッパのほうへ行っていただきまして、知事提案説明でも報告されておりましたが、看護学生等の研修受け入れに係る覚書、

MOU、このお話を知事提案説明でもらっていましたが、このときに、イギリスのほうで、英国王立家庭医学会本部やクリニック、病院に行っていたら、総合診療医についての調査や意見交換をしてきていただいたと思います。

まず、知事のそのときの感想、また、今後の三重県の地域医療体制の整備の中で総合医に期待すること、果たしてもらいたい使命、そういったことをお話しいただければと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今後の総合診療医の役割への期待などの御質問をいただきました。

今後高齢化が進展し、生活習慣病などが増加していく中で、病院や診療所といった施設において治療を完結する医療提供体制から、患者の住みなれた地域で医師をはじめとする多職種が連携して治療を行う医療提供体制への移行が求められており、地域において患者に寄り添う総合診療医の役割は一層重要になると考えております。

その意味で、今回の今井議員からの質問は、9月18日付公明新聞における今井議員の特集、その中で、小さな声が届く政治をとおっしゃっていただいた、それに即した重要な質問であると考えております。

先般の欧州訪問におきましても、家庭医、GPといいますが、その先進地の一つであるイギリスの英国王立家庭医学会本部等を訪問し、ロジャー・ネイバー元会長らと総合診療医の診療範囲の広さや専門性を両立させる方策等について意見交換を行ったり、GPのいる診療所の現場見学などを行い、プライマリ・ケアを担う総合診療医の役割は今後ますます大きくなると改めて感じたところであります。

県ではこれまで、地域医療再生基金を活用し、三重大学と連携しながら、総合診療医育成のための拠点整備や拠点間のネットワークづくりを支援してまいりました。さらに、平成29年度から新たな専門医制度による研修が開始される予定となっていることから、三重県地域医療支援センターにおいて、

総合診療医を含む17の基本診療領域について、県内の医療機関をローテーションしながら専門医を確実に取得できる仕組みとして、後期臨床研修プログラムを作成したところであります。

県では地域医療提供体制の確保に向け、県内の関係者とも連携しながら同プログラムを活用して、総合診療医の育成に引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。また、新聞も読んでいただいて、どうもありがとうございます。

今、知事のほうから、総合診療医に期待すること、お言葉をいただきました。本当に、これから特に高齢化が進んでいく中、また、中山間地域の医療、総合的な医療、一次医療を受けてもらえる、そういった体制、先ほど言ったように、適切な、適正な配置、その地域地域に専門医を配置できたらいいんですけれども、それはほとんど難しい現実もあるかと思います。そういったときに、特に三重県は、午前中の答弁でもありましたが、全国でも総合診療に関しては進んでいる県でありますので、しっかりと総合診療医の教育、育成、そして適正な配置、今後、医療政策の中で位置づけていただきたいと思っております。

それと、もう1点、簡単にお聞かせいただきたいと思っております。佐々木医療対策局長に聞かせていただきます。

地域医療介護総合確保基金というものが国のほうから県のほうにやっております。三重県は15.3億円、今回の計画の中で要請をしていただいて、第1回の内示、7月だったと思いますが、9.4億円が示されました。あと残り5.9億円が残っていると思うんですが、第2回内示は12月ぐらいと、そのように聞かせていただいております。

今回、国のほうの予算は約904億円に対して、全国からの要請は1217億円あるという形になりますので、約300億円要請はオーバーしておるんですね、要望は。

そうなってくると、三重県にとって今一番大事なことは、残りの5.9億円を満額確保すること、そして、1回目の内示では、三つの分野があるうち、地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化のところは100%の内示額が来たんですけども、二つ目の在宅医療のところは33.1%で、医師、看護師など医療従事者の確保は50%ちょっとだったんですね。やはりこの2、3の二つ目、三つ目のところを、2回目の内示で満額とともに、ここを100%つけてもらわないといけないと思います。

これは、厚生労働省や財務省に対してしっかりとお願い、まあ厚生労働省ですけど、お願いをしていかないといけないと思っておりますが、それらに向けた佐々木医療対策局長の今後の取組、御決意を聞かせていただきたいと思えます。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 地域医療介護総合確保基金本年度分第1次内示につきましては、今、議員御指摘がございましたように、在宅医療提供体制の整備に課題を抱え、また、医療従事者の確保に課題を抱える当県としては極めて厳しい結果となりました。

第2次内示に向けては、県としても国に対して要望活動を行ったところでありまして、本年度の事業執行に支障が出ないように必要額の確保に努めてまいりたいと思えますし、また、あわせて、地域医療構想の策定は国からも強く求められているところでございますので、関係者と丁寧に議論を進めながら、しっかりと着実にこの策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） ありがとうございます。本当に佐々木医療対策局長、1回目の内示の後、東京のほうへもいろいろと要請等に行っていたいただいと私も聞かせていただきました。本当に一生懸命取り組んでいただいておりますことに感謝するとともに、地域医療構想、これをしっかりと作成することが第2回内示に影響も、それに向かって進んでいることが第2回内示に、あるインパクトを与えるとも伺っておりますので、どうぞ、明日が鈴鹿をスター

トに、第2回目の地域医療構想調整会議が8ブロックで行われると伺っておりますので、先ほどの質問でもありましたように、地域の皆さんの声も、患者側の声もしっかり聞いていただきながら、あるべき地域医療構想の策定をお願いしたいと思います。

最後に、もう時間がなくなりました、地球温暖化対策のさらなる推進に向けてということで、この問題に関しては同僚の山内議員も6月定例会議の質問でさせていただきました。

県のほうも、環境教育、また、エコ通勤デーというのを設定していただいて、今もう進めていただいております。非常にいろんな取組を進めていただいていることを感謝するとともに、一方で、私もこれまで、緑のカーテンでありますとか、条例の制定をお願いさせていただいたり、様々させていただきました。

三重県地球温暖化対策推進条例施行から1年半たって、いよいよ本当に県民を巻き込んで前へ行かないといけない。今まで広報とか啓発、様々やっておりますが、やはり実質的に、家庭や中小・小規模企業が実感を感じながら取り組めるような、そういった事業も新たにつくっていかないとはいえないんじゃないかと、そのように思っております。

県として今後、特に環境生活部のほうは実質的な事業を行う予算というのがないように思われます。直接の補助金でありますとか、そういうふうに感じますが、今後、環境生活部として、実質的に県民を巻き込む、そういった取組についてどのようなお考えか、私はそういった新たな制度をつくるべきだと思いますが、部長の答弁をお願いします。

〔高沖芳寿環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（高沖芳寿） 今、議員御指摘のように、県民を巻き込んだ取組というのが必要だというふうに認識をしております、今現在、新しく低炭素社会づくりネットワークというのをつくろうとしています。

それで、いろんなネットワークを使いまして、これまでの取組の周知、国の支援制度もそうなんですけれども、しっかりとまずは周知をしていく中で、

その課題をネットワークの中で拾い出してきて、議員御指摘のように、これから取り組んでいく省エネルギーにつきましては、しっかりとそれぞれに共通認識を持って取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ぜひ検討させていただきます。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） ありがとうございます。時間がなくなったので答弁も急いでもらったと思いますが、今のお話ですと、そのネットワーク等を使いながら国の制度を有効活用していくと。

国のほうは、環境省の事業ではなくて、たしか、経済産業省の事業で、住宅とかビルのそういった省エネルギーのための省エネ技術導入の補助金だと思います。

これら、県を通して補助されるもの、市町を通るものではなくて、一般社団法人であるとか資源エネルギー庁が窓口になっているので、なかなか県民の方、そういった制度があること自体わからないと思いますので、そういったネットワーク等を有効的に活用していただきながら、今行われている事業も、平成28年度まであるものと、いつまで行われるかわからない、そういった事業もあるということなので、その制度自体を国のほうにしっかりと調査をかけていただきたいと思います。

その上で、国の制度だけではいけない、足りないものがあれば、それはまた各現場の声を、部長のほう、また、県のほうで聞いていただきまして、県単独で、財政も大変厳しいことはよくわかっておりますけれども、朴さんが言っていておられますように、世界一の環境先進県三重県をつくろうということ言っていていただきますので、様々な、新たな、県民を巻き込む、そういった事業も視野に入れながら、まずは国の制度を有効活用してもらおうということですが、今後も地球温暖化対策を進めていていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 26番 藤田宜三議員。

[26番 藤田宜三議員登壇・拍手]

○26番（藤田宜三） 鈴鹿市選出の藤田宜三でございます。

いつも、ここへ立ちますと私は花の話から入らせていただいております。しかし、今回は残念ながらそんな気持ちにはなれません。それは、皆さんも御存じのように、私ども県議会で請願を採択し、そして、安保法案の慎重審議という一つの意見書を出しました。結果は皆さん方御存じのような結果でございます。残念でなりません。

多くを語るというのはいかがなものかというふうに思いますが、せんだって某新聞に、京都大学の、自由と平和のための京大有志の会という皆さん方が声明を出しました。それをここで読ませていただいて私の思いにかえさせていたいただきたいというふうに思います。

わたしたちは、忘れない。

人びとの声に耳をふさぎ、まともに答弁もせず法案を通した首相の厚顔を。
戦争に行きたくないと叫ぶ若者を「利己的」と罵った議員の無恥を。
強行採決も連休を過ぎれば忘れると言い放った官房長官の傲慢を。

わたしたちは、忘れない。

マスコミを懲らしめる、と恫喝した議員の思い上がりを。
権力に媚び、おもねるだけの報道人と言論人の醜さを。
居眠りに耽る議員たちの弛緩を。

わたしたちは、忘れない。

声を上げた若者たちの美しさを。
街頭に立ったお年寄りたちの威厳を。

内部からの告発に踏み切った人びとの勇気を。

わたしたちは、忘れない。

戦争の体験者が学生のデモに加わっていた姿を。

路上で、職場で、田んぼで、プラカードを掲げた人びとの決意を。

聞き届けられない声を、それでも上げつづけてきた人びとの苦しく切ない歴史を。

きょうは、はじまりの日。

憲法を貶めた法律を葬り去る作業のはじまり。

賛成票を投じたツケを議員たちが苦々しく噛みしめる日々のはじまり。

人の生命を軽んじ、人の尊厳を踏みにじる独裁政治の終わりのはじまり。

自由と平和への願いをさらに深く、さらに広く共有するための、あらゆる試みのはじまり。

わたしたちは、忘れない、あきらめない、屈しない。（拍手）

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず初めに、伊勢志摩サミットに関する質問でございます。

この質問につきましては本当に多くの議員の皆さんがしていただいておりますけれども、我が会派の廣議員からは、補正予算以外の今後の想定されるものも含め、関連予算の全体像の見通し、また、住民への影響など、県政としての留意点などを踏まえた質問でありましたし、さらには、3人の議員が違った角度でサミットの質問をされたところでございます。また、本日は、一番最初に青木議員から一過性に終わらせないための取組についてなど多くの質問をされ、知事から丁寧な御答弁をいただいたところでございます。

ほとんど言い尽くされた感がございますけれども、私なりに気になる点を押さえさせていただきたいな、こんなふうに思います。

まず、一番のポイントというのは一過性に終わらせないための取組の検討ということでございますけれども、答弁として、各分野において戦略的な取組が必要なんだと、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）や三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）を踏まえて予算論議の中で検討してまいりますというふうにお答えをいただいたところでございますけれども、戦略的に取り組むというの是非常に重要なことであろうというふうに思います。

先ほど、青木議員のほうから県立病院の話が出ました。これもやっぱり戦略的な一つの考え方かなというふうにお聞かせいただきましたし、観光の質問をされましたけれども、あれもこのサミットを通じて、人のつながりの中

でつなげていけることも可能なのかなというようなふうに聞かせていただきました。

要は、ポストサミットを効果的に進めるにはどう取り組んでいくかという絵が見えていないと、戦略的にやるんですということだけではやっぱり、県民の皆さん、理解しづらいのかなというふうに思いますので、ポストサミットの道筋につきまして、戦略的に取組を進めると、そういうことについて、目に見えるような形でどのようにお考えをいただいておりますのか、また、それをいつごろお示しいただけるのかなというのが大変気になりますので、その辺をちょっとひとつお答えいただきたいなと、こんなふうに思います。

よろしく願いをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ポストサミットについて、どのような計画を考え、また、いつごろ公表するのかという御質問をいただきました。

伊勢志摩サミットの経験を一過性に終わらせることなく、地域の活性化につなげていくためには、サミット終了後においても、例えば国際会議の誘致や訪日外国旅行の誘致促進、サミットを契機とした国際理解や交流の推進など、サミットによる本県の知名度向上や、サミットの開催により培った地域の総合力を生かした様々な取組を進めていくことが考えられます。

9月5日に開催いたしました第1回伊勢志摩サミットフォーラムにおいて、北海道洞爺湖サミット当時の事務局長であった山谷北海道副知事が、ろうそくの明かりのもとで環境問題を話し合うガイアナイトや環境総合展などの取組がサミット終了後も継続していること、また、サミット開催の最大遺産は、国内外のお客様をお迎えすることで大きな自信が生まれ、地域の成長につながったことなど、北海道の事例を紹介していただきました。

ポストサミットの取組を効果的に推進していくには、サミット開催前から十分準備をしていく必要があります。まずはポストサミットの取組の考え方を整理した上で、庁内の各分野における関連する取組を戦略的に進めていきたいと考えています。

考え方の整理に当たっては、午前中の答弁の繰り返しになりますけれども、サミット全体のテーマというのは重要なポイントです。例えば北海道洞爺湖サミットは、そのサミット終了後も継続している取組の多くが環境であるわけでありますけれども、サミット全体のテーマが環境ということでありましたので、そういった点も踏まえる必要があるというふうに考えております。

いずれにしましても、当初予算の議論、それから、年度内にはポストサミットの展開イメージを取りまとめて御報告したいというふうに考えております。

サミット開催に向けて、県議会の皆様に改めて御支援をお願いするとともに、ポストサミットの取組につきましても引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

まだ取組が国において不確定な部分の中でそういった全然違う方向のことをやっても、それがサミットのレガシーですねというふうにはなかなか県民の皆さんたちも理解していただけないと思いますので、伊勢志摩サミットフォーラムのときにもありましたけれども、やっぱり今回開かれるサミットと、そのサミットの雰囲気と親和性のある、そういうものでポストサミットというふうに描いていく、そして、それが三重県の特徴、強みとも合って、そしてさらに三重県の飛躍につながっていくものであるべきだというふうに思っていますので、今、申し上げたような当初予算の議論、それから、年度内における展開イメージの御報告、そういう中で皆さんにお示しをしていきたい、そのように思うところであります。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございました。

やはり、使用前、使用后と申しますか、後のレガシー、これは大変重要なことであろうと、こんなふうに思っております。

今回、あえてポストサミットの質問をさせていただいた背景というのは、先日の新聞記事を見せていただいて、伊勢志摩サミットが県の財政に過度な負担を強いているという、そういう懸念があると。これは先ほどの質問にも

ありましたけれども、こうした負担についても、沖縄、それから北海道については直接国がやれたという特徴があって、いろんな方からもおっしゃられていますけれども、初めての三重県単独でやるという状況でございますので、やっぱり県の負担軽減という意味で、ぜひともその辺のところにも力を入れて支援をいただくというふうにお願いを申し上げたいなというふうに思います。

特に、このサミットがあるというそのことで、千載一遇のチャンスという中で、いろんな組み立て、つまりアフターサミットという名のもとに、今後の取組について今がチャンスというような言葉の中で、県政全体に過度であったり不必要な取組を助長するというようなことがあってはならないというふうに思っております。

確かに伊勢志摩サミット、100年に1度あるかないかかもしれない。まず、恐らく二度とないだろうというふうに思いますけれども、千載一遇のチャンスでありますし、これを誘致した知事の力量というのは本当に、ある意味すごいなという思いもございます。

これをどのように生かしていくか、これはやっぱり、先ほど申し上げたようにポストサミットを含めて重要なことでございますので、よろしく願いをしたいなというふうに思いますが、県の財政状況というのは、県債の返済のピークはまだ来ておりません。その辺のところも大変厳しい状況であることは間違いないわけでございますので、この後、2021年には三重とこわか国体がございます。来年度は全国のお茶の品評会もございますし、全国菓子大博覧会もございます。決して悠々とした財政状況ではないということは、私ども議員だけではなくて、執行部の皆さん方も大変厳しくお考えいただいております。

逆に、財政状況が厳しいということを言いわけにしてチャンスを逃すというのも、これもまたいかがなものかということでございますので、ぜひともその辺のバランスを考えていただいて、漏れなく、かつ効果的に取り組んでいただきたいというふうに思います。当然、国からの予算獲得ということもぜひとも頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

そういうことも含めまして、ポストサミットの道筋について早くつくって
いただいて、公表いただくようお願いしたいと思います。

どうなのでしょう、12月の予算要求段階までにはある程度の方向性という
のは出るのでしょうか。担当の、質問は予定に入れておりませんでしたけれど
ども、もし、できるのかできないのかだけで結構ですけれども。

○知事（鈴木英敬） 当然、ポストサミットですから、平成28年度も含めて開
催後やらなければならない事業などについては、予算要求状況の中で一定の
ものが出てくると思いますけれども、そのどれをやって、そして全体の展
開図ということではその段階で全てお示しできるかどうかわかりませんし、
予算議論ですので、要求状況には出ていたけれども結果としてほかとの優先
順位の中で削られるものもありますので、そういう意味では、方向性という
か、そのポストサミットについて、平成28年度、どんなものを議論するかと
いうことについては当然、何らか出ると思いますし、それ以降も含めた全体
像、ポストサミットというのは多分平成28年度だけではありませんので、そ
れを含めた全体像というのは年度内にしっかり御報告をさせていただくと、
そういうことになろうかと思えます。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございます。

突然の質問にありがとうございます。12月ぐらいまでにはある程度の方向
性を出していただけるということでございます。

それに関連してなんですけれども、国と県との割合と言うのはちょっと語
弊がありますが、県として国にどういうふうな形で支援を求めるといいます
か、国に負担をお願いするのか、やっぱり一番気になるところでございま
すので、今まで明快な御答弁をいただいておりますけれども、もし御答弁で
きればというふうに思いますが。

〔西城昭二雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長登壇〕

○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二） 伊勢志摩サミットにつ
きまして、国と県との費用面での役割分担ということについてお答えをいた

します。

これまでの御質問の中でもお答えしてまいりましたが、主要国首脳会議、サミットは国が開催するもので、首脳会議の会議場の設営など、サミット開催に必要な経費は国が負担することとなりますけれども、一部、県が実施を担うなど関与する部分については県負担となることが想定されるところでございます。

国の負担の考え方といたしまして、これまで私どもが国と折衝してきた中で、サミットのために整備する費用は国が負担するけれども、開催後も解体したり撤去したりせずに使用するような、いわば恒久的な施設整備に要する経費は地元自治体の負担となりますというような話を聞いております。

こういった考え方をもとに、これから県が整備をしていくようなものがどちらに当たるのか、そういうことも整理をさせていただいて、国に求めるべきものは求めてまいりたいというふうに思っております。

その一環として、先般も御答弁申し上げましたように、東海3県1市の広域で連携をいたしまして、道路整備等に関する経費につきましても国に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございます。

ちょっと一部見えてきたかな、そんな感じがいたします。撤去をするようなものについては国、残るものについては県と、こんな話のようでございますが、道路に関しては3県1市で国に対して要求をしていただくということのようでございます。県としてやるのは初めてでございますので、ぜひとも鈴木知事の力をもって、国の援助をいただくようによろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、障がい者の問題について御質問申し上げたいと思います。

現在、三重県には障がい者支援の対象になる方というのが12万6000人近くいらっしゃいます。身体が7万4000人ぐらい、知的の方が1万3000人、精神

の方が2万5000人、難病の方が1万4000人ということでございまして、これらの障がいを持つ皆さん方がそれぞれの地域の中で生き生きと自立して生活をしていけるような、そんな社会を目指したいという思いで質問させていただきたいなど、こんなふうに思います。

昨年の平成27年の1月でございましたけれども、我が国が、障がい者の権利擁護のための差別禁止、地域社会の中で暮らしたり仕事につくことなど、社会参加を促す国連の障害者権利条約、これを批准いたしました。批准に当たっては、5年の歳月をかけて、国として障害者基本法であったり、障害者総合支援法であったり、障害者差別解消法、障害者雇用促進法などの改定、制定を含めて整備を行った上で批准をしていただいたということでございました。

この条約の考え方というのは、障がいというものは個人の側ではなくて社会の側にあるんだという考え方、つまり、障がいの概念について、障がいのある人がない人に比べて社会の中でいろいろ活動する際に不利になる、そんな状況があるかというふうに思いますけれども、その不利の原因をその人個人の持つ機能的ハンディキャップのせいと考える障がいの医学モデルから、そのハンディキャップという、そのことを考えないでつくられた社会の仕組み、社会的障がい原因があるという障がいの社会モデルという考え方に立っているということでございまして、そういう意味では大変大きな変化が批准をするということで起きたというふうに思います。

この条約では、障がい者の尊厳、自立及び自立の尊重、無差別という一般原則だけではなくて、全ての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保、促進するといった一般的義務を定めているのと同時に、障がい者の様々な権利の実現のためにとるべき措置が規定されているわけでございます。例えば第19条には、自立した生活及び地域社会に受け入れることと規定されておりますし、障がいがあっても希望した地域でその人らしく生き生きと生きる権利があるという内容になっております。

また、就労に関しても、第27条においては、あらゆる形態の雇用に係る全

での事項に関して障がいに基づく差別を禁止していることはもちろん、労働市場において障がい者の技術習得のための職業訓練を受けるなど、雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これにつき、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進するということであつたり、あるいは公的部門への障がい者の雇用を促進していく、特に職場においては合理的配慮が障がい者に対し提供されることを確保することなどを含めまして、11項目にわたって配慮が列記されております。

これらの内容を進めていくために国として、先ほど申し上げましたように、障害者総合支援法や障害者差別解消法、障害者雇用促進法などを改定及び制定して対応を図っていただいております。

例えば、障害者差別解消法、正確には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により、差別を解消するため全ての者に差別的扱いの禁止を法的義務としておりますし、また、合理的配慮の不提供の禁止を、国や地方公共団体には法的義務とし、民間事業者には努力義務を課しておるというような内容になっておりますし、また、国の支援措置として、障害者差別解消支援地域協議会、この設置が可能になってまいりました。差別解消のための検討を進めていくことが重要になってくるであろうと思われまして、この協議会の設置というのは恐らく県としても対応していく必要があるんだろうというふうに思っておりますし、障害者雇用促進法におきましても合理的配慮の提供義務を、過度な負担を及ぼさない場合という条件がつきますが、事業者に対して課すこととなっております。

同時に、精神障がい者も他の障がい者と同じく法定雇用率の算定基礎に加えるということに変わっております。

このように、国の法律も条約批准に対応して多く変えられたり制定をされたという現状がございます。この社会的状況が大変大きく変化をしている中で、三重県においても障がい者の権利を守っていくために三重県の障がい者権利条例というものを制定していくというのが、そういうタイミングに来ているのではないかと、具体的に動き出す必要があるのではないかとというふうに

私は思いますけれども、当局の考え方をお聞かせいただきたい、こんなふうに思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 障がい者の権利条例についてお答えいたします。

県では、いわゆる障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の制定などを踏まえ、本年の3月でございますけれども改訂いたしましたみえ障がい者共生社会づくりプランにおきまして、重点的取組に新たに障がい者の権利の擁護を加え、障がいを理由とする差別の解消に取り組むこととしております。

その内容としては、障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた県民の関心と理解を深めるための啓発活動をはじめ、行政サービス等における不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供、障がい者からの差別に関する相談に応じ、紛争の防止や解決を図るための体制整備等となっております。

こうした障害者差別解消法で定められた取組等に関し当事者団体等からは、当該法律の規定については、差別の定義や県や市町の責務、役割、相談窓口体制、相談事案解決のための体制が不明確であるなどとして、条例の制定を求める要望もいただいております。

そういったことでございますけれども、県といたしましては、当事者や関係団体等からのこういった御意見も伺いながら、まずは、障害者差別解消法、これが今度の4月に施行されますので、そこで定められました県の各機関における職員対応要領の策定・実施、障がい者差別に対する相談、解決のための体制整備等の取組などを順次進めていきたいというふうに考えております。

その上で、障がい者権利条例の制定でございますけれども、今後出される予定の政令や法施行後の実施状況、先進県の取組状況等も踏まえ、その必要性も含め検討してまいりたいというふうに考えております。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） 要領を定めて具体的に進めながら条例制定についての検討を進めていくというお答えのようでございますけれども、やはり、先ほど

御答弁いただいたように、当然この法律を進めていく上で、県としての体制の整備、その方向性というのを進めていきながら条例というのは当然の動きであろうというふうに思いますけれども、やはり、県としての障がい者に対する考え方の一つの大きな旗印でございます。当然、その流れの中で方向性を決めていくということには理解をさせていただきますので、しかしながら、先ほど申し上げたように、県として障がい者に対して障がい者の雇用プランというものつくっていただいて、三重労働局と一緒にやっていただくことによって実雇用率をぐんと上げていただいた、鈴木知事の勇断と申しますか、あれもでございます。そんなのも含めてぜひとも前向きに検討していただくようお願い申し上げます、条例制定についての質問は終わらせていただきます。

それを含めてと申しますか、障がい者の皆さん方が地域で生き生きと生活をしていく、自立をしていくという上で、やはり一番大きな柱になってくるというのが経済的な自立であろうというふうに思います。

その経済的な自立は、先ほど申し上げたように、この条例を含めて、つきたい職業について、労働の中で個人の可能性を伸ばして成長していく権利、これは権利としてやはり障がい者の皆さん方にあるんだろうというふうに思っております。それがゆえにいろんな行政としての支援をいただいております。それがゆえにいろんな行政としての支援をいただいておりますというのも理解をいたしておるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、そういう現状を把握する一つの指標として障がい者の実雇用率というのがあろうかなというふうに思います。平成26年6月1日のデータを見ますと1.79で、その前の平成25年度の1.60、全国最下位から比べますと、1.79になって全国で33位まで上がった。これは、申し上げたように、平成25年11月だったと思いますけれども、知事と三重県の労働局長とが障害者雇用率改善プランというのを高々にうたい上げていただいて、両者が連携しながら障がい者実雇用率の改善を目指していただいた、その結果かな、こんなふうに私も思います。

一方、私ども県議会におきましても、平成26年度に障がい者雇用促進調査

特別委員会というのを設置させていただきました。そして、調査をしていただいて執行部の皆さん方に提言をさせていただいたところでございます。

その提言の内容につきましては、企業に対して、障がい者の特性をはじめとした、受け入れに関しての、また、制度の内容など、いわゆる含めた情報をきめ細かく提供していく必要があるのではないか、また、障がい者の現場における定着支援をもっともっと充実させる必要があるのではないか。例えば、障がい者の特性と本人の社会環境を理解し、同時に企業の作業内容も判断できるような、そんな人材をもっともっと配置していかなければならないのではないか、していただきたい。3点目は、雇用の実態把握について、実雇用率に限らずきめ細やかな実態調査をしていただきたいというのが大きな内容であったかなというふうに思うわけでございます。

この間、執行部の皆さん方がどんなふうに障がい者の雇用に対してかかわっていただいておりますのかなという話を聞かせていただいたんですけれども、全てが全てわかっておりませんけれども、その筆頭は健康福祉部の障がい福祉課を中心とした障害者就業・生活支援センターと、ハローワークとの連携をしながら就労支援体制をとっていただいております。同時に、中心になってということだと思いますけれども、いろんな部局との情報交換をやっていただいております会議を主催いただいておりますようでございますし、雇用経済部の雇用対策課が障がい者雇用アドバイザーという方を雇っていただいて情報を集めていただいておりますり、労働局のジョブコーチという方の協力を得ながら雇用をスムーズにさせていただいておりますり、あるいは県教育委員会の特別支援学校の卒業生をどうやって就職させていこうというところで活動いただいておりますり、あるいは、農林水産部のほうでは1次産業に障がい者の就労を図っていきたいというような、この四つの部局がかかわっていただいておりますというのがわかってまいりました。

まず、就労支援、実態を確認させていただきたいというふうに思いますが、時間もそんなにたくさんありませんので簡単に、ちょっとここで確認をさせていただきませんか。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 健康福祉部における障がい者雇用の取組についてお答えいたします。

健康福祉部では、障害者総合支援法に基づきまして、福祉事業所において提供される就労継続支援と就労移行支援に対して費用の負担や助言、指導等、様々な支援を行っております。

このうち、就労継続支援を行っております就労継続支援事業所では、企業等に就労することが困難な障がい者の方を対象に、生産活動等の機会の提供などを行っております。

また、就労移行支援事業所におきましては、就労を希望し一般就労が可能と見込まれる障がい者の方を対象に、必要な知識、能力の向上のための訓練等に加え、求職活動に関する支援や適性に応じた職場の開拓などを行っております。

また、三重労働局と県では、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者の方に対し、ハローワーク等の関係機関と連携して、相談や必要な指導、助言等を行う障がい者就業・生活支援事業を社会福祉法人等に委託して実施しております。

この事業では、県内九つの障害保健福祉圏域ごとに障害者就業・生活支援センターを設置し、国や県の関係部局の取組も活用しながら障がい者の就労を支援しております。

さらに、こうした一般就労を促進するために、新たな就労の場として社会的事業所の創業支援や、一般就労をした障がい者の方に対しまして、施設を退所後の一定期間、就労の継続を支援する障がい者就労安心事業も行っております。

このような障がい者の円滑な就労への移行を促進するためには、ニーズに応じた訓練や障がい特性に応じた職種のマッチングなど、福祉事業所において支援を行うサービス管理責任者や就労支援員の存在が重要となっております。

このため県では、福祉事業所のリーダーであるサービス管理責任者を対象に就労分野の研修を実施しておりますとともに、障害者就業・生活支援センターにおきましても三重労働局と共催で、福祉事業所の職員を対象としたセミナーを開催して人材育成に努めているところでございます。

以上でございます。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 農林水産部における取組の状況について御説明申し上げます。

農林水産部では、農業の多様な担い手の確保、あるいは障がい者の新たな就労の場ということで、農業分野、林業分野、水産分野において連携を進めております。

特に、県庁関係部局が一体となって、農林水福連携・障がい者雇用推進チームを設けて障がい者雇用の推進を図っておるところでございます。

具体的な取組としまして、例えば農業大学校において、農業と福祉をつなぐ人材を育成するため、農大生に対して社会福祉士等を講師に招いた講座、あるいは福祉事業所の支援員に向けての研修などもしております。また、特別支援学校での生徒を対象として、普及指導員が現場に出向いて就労前の学内農業実習、あるいは障がい者の皆さんが取り組める農作業の領域を広げるためのマニュアルの整備、また、農業分野における障がい者就労事例集、例えば作業の改善ですとか工夫についてを取りまとめた、こういったものを作成、配付をしておるところでございます。

こうした取組で、平成27年8月末現在ですが、36の福祉事業所で農業に参入をいただいております。14の農業経営体で障がい者の雇用が生まれるなど、障がい者の就労は着実に増加していると思います。

また、こういった中では、農業大学校の生徒で、先ほど説明しました講座を受けた生徒が1人、鈴鹿の福祉事業所に就職し、障がい者の皆さんに農業指導をしているというような事例、あるいは、地域の福祉事業者が農業、例えばイチゴ栽培の重要な担い手になるというような事例も生まれてきています。

さらに、このような事例をどんどんつくり出していくためには、農業経営体の障がい者雇用を拡大するため、障がい者の農業分野への職場適応を支援する人材、いわゆる農業版のジョブトレーナーの育成が必要であるということで、今、取組を始めたところであります。特に今年度からは、この農業ジョブトレーナーのさらなる活用を図るため、スキルアップ研修の開催、あるいは障がい者の就労体験を受け入れる農業経営体への派遣などに取り組み、今後一層農業分野における障がい者雇用を進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 雇用経済部の障がい者雇用に関する取組についてお答えいたします。

まず、議員からも御紹介のございました障害者雇用率改善プランに基づく取組でございます。

平成27年は全国平均を上回ることを目標に、ハローワーク、それから県、三重労働局が雇用率未達成企業を訪問したり、三重県障がい者雇用推進協議会が中心となって県民総参加の取組を進めているところでございます。

次に、昨年12月にオープンしましたステップアップカフェC o t t i 菜は、オープン以来8月末までで総来店者数が2万2000人を超えまして、県内外の企業や関係者の方々が障がい者雇用の取組の参考にしたいと、視察、見学に来ていただいているところでございます。

運営事業者からは、カフェの運営を通じて障がいのあるスタッフがすごく成長した、以前はどうでしょうかという相談を受けていましたが、今では、こうしてはどうか、こうやってしまおうという提案をしてくれるようになったというふうに、スタッフ個人が全てステップアップしているというふうに聞いております。

一方、来店いただいた方からは、スタッフの親切な対応がうれしい、対応が優しいので気持ちがいいと、接客に対する高い評価もいただいているところでございます。

また、今年度から立ち上げました三重県障がい者雇用推進企業ネットワークにつきましては、9月1日現在134社に登録していただき、特別支援学校の見学会や就職面接会の案内など、障がい者雇用につながる情報を毎月メールマガジンでお届けしているところでございます。7月31日には三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会を実施し、企業関係者、福祉関係者、特別支援学校関係者等56名の方に集まっていただきました。

障がい者雇用を始めたきっかけ、それから留意点などを事例発表いただいた後、障がい者雇用を進めていくためにはそれぞれどんなことができるんだろうか、その立場からどんなことができるんだろうかということをテーマにグループディスカッションを行いました。

参加者の方からは、企業の人事担当であるけれども、福祉の制度で知らないことがたくさんあった、制度を知れば利用したい企業はたくさんあると思うという御意見や、様々な関係者からの違った視点での意見を聞くことができて参考になったとの感想をいただいております。

障がい者と企業をつなぐための支援としましては、議員にも先ほど御紹介いただきました障がい者雇用アドバイザーというものが企業の中に入って制度等の説明をしたりしております。

さらに、企業の協力を得て、清掃、農業、事務補助など、実習先企業への就職を前提とした訓練を実施しています。訓練の実施に当たっては、ハローワークや支援機関の担当者とともにケース会議を開催し、訓練中に明らかになった課題の解決を図るなど、きめ細かな支援を行っております。

これが現在、雇用経済部で行っている障がい者雇用の取組でございます。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 県教育委員会における障がい者雇用の取組について回答を申し上げます。

県教育委員会では、県立特別支援学校に在籍する生徒一人ひとりがその能力や適性に応じて多様な進路を実現できるよう、早期からの職場実習の実施

や就労先の開拓による雇用創出の強化を図っています。

現在、特別支援学校高等部において、職業適性アセスメントの活用を促進するとともに、民間企業などで総務・人事部門において豊かな勤務経験を持つ外部人材を活用し、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を進めています。具体的には、キャリア教育マネージャー1名を県教育委員会事務局に、キャリア教育サポーター6名を特別支援学校にそれぞれ配置しており、教員とともに企業を訪問し、一人ひとりの生徒の特性を企業側に伝えることで、円滑な職場実習に努めています。

また、八つの特別支援学校で職業コースを設置するほか、年間2回の清掃や接客サービスなどの技能検定や、今年度から新たに看護、介助の業務補助技能検定を実施することなど、職業教育の一層の充実を図っています。

関係機関との連携につきましては、国や県庁部局の就労担当者から成る就労支援会議を実施し、障がい者雇用についての情報共有を図っています。

さらに、特別支援学校では、企業向け学校見学会を開催し、就労支援の進め方や障がい者雇用についての理解啓発を進めています。

これらの取組の結果、平成26年度は、特別支援学校高等部卒業生259名のうち、企業就労希望者98名全員の就労希望を実現することができました。

県教育委員会では引き続き、特別支援学校における職業教育を充実させ、外部人材を活用した職場開拓を進めるとともに、関係機関・部局と情報共有を緊密に行うことで特別支援学校における就労支援の理解啓発を進め、生徒の進路希望の実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございました。

障がい者雇用に対して、それぞれの部局で雇用の促進を行っていただいているんだ、それによって数字が上がってきたんだというふうに確認をさせていただきましたが、やっぱり一番のポイントとなるのは、企業と障がい者のかけ橋になる体制というのが重要になってきているんだなど、お話をお聞

きして思います。

そういうところへの人間、人材というものをどのように育成し供給していくのかというのが、やはり県全体としての大きな施策の一つかなど、こんなふうに思わせていただいておりますが、それぞれの部局でやっていただいております皆さん方が一緒になって会議をしていただいておりますのが障がい者支援施策総合推進会議というふうにお聞きしておりますが、どうもそれぞれの部局の情報を共有するというようなところまで至っていないのではないかなというふうにお聞きしております。

例えば、県教育委員会のほうでキャリア教育サポーターという方がみえて、何かたしか6名というふうにお聞きしたような気がしましたがけれども、ずっと企業を回っていただいて、学生の特性をお話ししながら障がい者雇用についての制度を説明していただいておりますというふうに聞きますし、一方で、障がい者雇用アドバイザーというのが雇用経済部のほうで情報を収集していただいておりますというふうに聞いておりますけれども、それぞれの得た情報が本当に共有されているのかなという思いがございます。

また、雇用経済部、それから労働局の中で、現場で障がい者の皆さんを指導しながらやっていただくジョブコーチというのがあるんですが、この皆さんと、先ほどの農林水産部長がお話をいただいたジョブトレーナー、これ、どこがどんなふうに違うんだろうな。当然、私は違うというふうに思っておりますけれども、じゃ、ジョブトレーナーの研修を受けた方はジョブコーチとして企業でできないのかどうなんだろうか、この辺のところはどうもスッキリしない。例えば、ジョブトレーナーを養成するという話の中で、ジョブコーチというのは、これ、資格でございますので、その資格の要件を満たすような研修をすればジョブコーチのほうへも登録ができるのではないかと、そういうことを感じるわけですね。4部局が一生懸命やっていただいておりますけれども、その横のつながり、会議はやるんだろうけれども、情報であったり制度であったり乗入れがどうもされていないような気がいたします。

やはり障がい者からみれば、それは行政の、語弊があるかしりませんが

ども勝手だなど、こんな話になるような気がいたします。だから、先ほども青木議員のほうからお話がありましたけれども、関係部局の連携という話をよくされますけれども、今までの縦割りだけでいくと、情報やとか、いわゆる障がい者にとって本当にスムーズな支援が行き届いているのかというようなことを考えたときに、やっぱり部局を超えて情報の共有、そして、それを解決するためには、現場目線で課題を明確にして、それぞれの部署が共同して当たるというようなことをぜひとも県として検討いただきたいな、こんなふうに思うわけでございます。

これは、部局の中での話では恐らく解決しないだろうというふうに思いますので、障がい者雇用について大変造詣の深い知事でございますので、ぜひともこの辺のところをお話しいただいて、スムーズに進めるように、そして、33位をベストテンの中に入れるぐらいのつもりでよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

もう1点、進めていく上で、今は県全体の話をさせていただきましたけれども、各地域地域に障害者就業・生活支援センターというのがございまして、この充実をというのを障がい者雇用促進調査特別委員会のほうからも提言をさせていただいておりますけれども、相談に始まって、そして就労へつなげて、後の継続支援についてもやっていると、こういう体制でございます。こういう体制でございますけれども、ここがやっぱり具体的に進めていく上ではセンターになっていくというのが現場においてはやりやすいのかなというふうに思います。しかしながら、定期的な情報交換はいただいておりますけれども、その内容の充実であったり、あるいは地域間の格差であったり、要は相談件数と職員のアンバランスもございます。きめ細かくその辺の課題に対応していただきたいというふうに思います。

そんな中で、特に県、国の委託事業ということで、人材的な問題もこれ、かなり大きな問題としてあるように思っておりますけれども、県として、障害者就業・生活支援センター、今後どのように充実させていこうとされているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 障害者就業・生活支援センターの充実について
お答えいたします。

障害者就業・生活支援センターでは、就業支援と生活支援の専任の担当者を配置し、窓口での相談や、職場、家庭への訪問等を行っています。

具体的には、障がい者に対する就職に向けた準備や就職活動の支援、職場定着に向けた相談支援を行うとともに、事業所に対する障がい特性を踏まえた雇用についての助言を行っています。また、障がい者に対する日常生活、地域生活に関する助言等も行っております。

個々の障がい者の方の就労訓練から雇用へのステップアップを支援するためには、各圏域での障がい者の就労に関する情報の集約が不可欠というふうに考えております。このため、障害者就業・生活支援センターの就業支援の強化ということでございますけれども、各障害者就業・生活支援センターでは、ハローワーク、福祉事業所、特別支援学校、市町等の関係機関との間で連絡会議を設置し、おおむね月一、二回程度、連絡調整と情報共有を行っております。その上で、個別の障がい者のケース検討を行い、障がい者の就労支援に努めているところでございます。

このように、障害者就業・生活支援センターにおける就業支援体制の充実強化については大変重要というふうに考えております。このため県では、就労移行支援に向けた取組を重視するセンターには、今年度からですけれども、予算を重点配分するようにしたところでございます。

障害者就業・生活支援センターのさらなる充実強化でございますけれども、過半が三重労働局による委託事業ということもございますので、労働局とも連携いたしまして検討していきたいというふうに思っております。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございました。

時間がなくなってまいりましたので、次の質問へ移らせていただきます。

ものづくりの人材ということで質問をさせていただこうというふうに思っ

ておりますが、要は、人口がどんどん減っていく、若者が外へ出ていく、この社会減をどんなふうに食いとめていくのか、そのためには、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）を読ませていただきますと、一つは、大学で若い人が出ていくよ、これ、何とかしないとだめですよ、大学に高等教育のコンソーシアムをつくって魅力ある大学にしましょうよ、こういうのが一つあると指摘されておりますが、私は、高校をもう少し、工業高校であったり、あるいは特別なコースをつくっていくという中で、地元の要望に反映をするような形で高校教育の内容を変えていったらどうかという思いでございます。

例えばといいますか、昭和50年代に普通科高校がたくさん全県でできまして、大学へ行っていい会社へ入るといふ大きな流れの中でありました。この普通科の高校の中に、地域の産業と手をつないで連携をして、例えば工業コースであったり、あるいは農業コースであったりという内容を増やしていったらどうかという提案でございます。

地元鈴鹿市の話を読ませていただきますと、ものづくりの都市でございまして、いわゆる企業のほうから人材不足が叫ばれております。そういう人材を供給するために、普通科高校の中に工業系のコースを設けたらどうか。あるいは、南のほうでしたら、東紀州の高校に、農業と加工、販売、そして、それを観光と結びつけたようなコースをつくる。いろんなことが考えられると思います。地域の産業と一つの連携をとりながら、桑名工業高校でやっていただいておりますようなデュアルシステムを含めて普通科高校の中にコースをつくることのできないか、こんな思いでございますが、教育長、いかがでしょうか。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 県立高校におけるものづくり人材の育成について御答弁申し上げます。

本県の産業はものづくり産業に強みがありますが、少子・高齢化の進展と相まって、地域産業の担い手不足やものづくりの技術や技能を継承する人材

の育成が課題となっております。

本県の専門高校では、地域の企業と連携したインターンシップやデュアルシステム、職業人による技能講習などを通して、ものづくり人材の育成に取り組んでいます。

また、就職希望者が多い普通科高校にあっても、地域の企業と連携した教育内容を行うことを目的として、職業科目や学校設定科目を開設している学校があります。例えば、議員の言われる稲生高等学校では、自動車産業が盛んな地域の特色を生かしてモータースポーツ類型を設置しています。この類型では、自動車に関する科目を6単位開設し、自動車関連企業で働いている人を外部講師として招聘するなど、地域と密着した教育を展開し、生徒の勤労観、職業観を育成しています。

今後、就職希望者が多い普通科高校と県内企業との間でこれまで以上に密接な連携協力が実現すれば、基礎的な技術の習得や働くことの意義などが学べる魅力ある教育課程を編成することが可能であると考えます。また、そのためには、中学生や保護者のニーズの一層の高まりも必要です。

県教育委員会といたしましては、生徒が自己の進路や職業についての理解を深め、自己実現を図るとともに、地域産業の担い手として必要な資質が育まれるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔26番 藤田宜三議員登壇〕

○26番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございます。

ちょっと詳しくお話しできなかったのが大変残念でございますけれども、何としてもコースを、もっと深い、あるいは長期間にわたって地元の産業の中へ行って仕事をしていく、週に1偏、2遍行って、それを単位として認めていく、そんな形での高校教育を考えられたらどうかという提案をさせていただいて、要望にかえさせていただいて質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。

青木謙順議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。34番 中嶋年規議員。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） 志摩市の中嶋年規でございます。

皆さんお疲れのところ申しわけございませんが、青木議員の伊勢志摩サミットに関する質問で、2点ほど関連の質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目でございますけれども、医療提供体制のやりとりの中で青木議員のほうから、サミット開催前、開催中に、例えば県立志摩病院のほうへ他の県立病院のほうから一種の応援をしたらどうかというふうな御提案に対しまして、加藤病院事業庁長のほうからはそういうことも含めて要請を踏まえて検討していくというふうなお答えをいただいたところでございまして、そういったことを検討していただいているのは、三重県伊勢志摩サミット推進本部の保健・医療対策委員会というんですかね、そちらのほうで御検討いただいているのかなと思うんですけれども、これに関して、サミット開催前、開催中における伊勢志摩地域の救急救命医療体制、これはドクターヘリの運用も含めてですけれども、どのように考えていただいているのかお答えをいただきたいと思います。お願いします。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 伊勢志摩サミットにつきましては、多くの関係者が当県にお越しいただき、安心して会議等に臨んでいただくためにも、今、県の保健・医療対策委員会を設置してございますが、万全を期した緊急医療体制を整備できますよう、国や関係機関と協議しながら準備を進めているところでございます。

また、その一方で注意しなければいけないのは、県民の方々の通常の医療、通常の救急医療に対する影響でございます。こちらにつきましても、7年前の北海道洞爺湖サミットのときもそうございましたが、現地の医療事情等もございまして、県の医療資源だけで全てをやろうとして無理をするのではなく、むしろ県外からの支援を、これはドクターヘリも含めてでござい

すけれども、そういった支援を仰ぎながら、当時の経験も踏まえて、確実に、着実に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） おっしゃっていただいたように、限られた医療資源の中で、県民の通常のいわゆる救急救命体制を損なうことなくということを考えますと、やはり早くからそれぞれの病院の医療体制を維持しながら、この期間集中してサポートしていただくには、早目にやっぱり動く必要があると思いますので、その方向ででき得る限り早く動いていただきたいというふうに思うところであります。

聞くとところによると、警備関係者でマックスで2万5000人だとか、報道関係で5000人だとか、合わせると志摩市の人口の半分ぐらいが伊勢志摩のほうへ集まってくるとなると、ただでさえ医療過疎と言われている伊勢志摩地域でございますので、このあたり、本当に遺憾のないように、漏れのないようにお願いをしたいというふうに思います。

もう1点、今、戦略企画雇用経済常任委員会のほうで6月に御提案をされたパブリックコメント、もう終わっているかと思うんですが、小型無人機、ドローン等の飛行の禁止に関する条例案のことについて、ちょっと考え方を確認したいところがございます、お尋ねしたいというふうに思います。

これはどういう関連かという、ポストサミットの話が今日、青木議員はじめほかのところでも出てまいりました。これから伊勢志摩サミット全体のテーマとの親和性をとった形でのポストサミットのあり方というのを考えていく中であって、これは沖縄でもそうでした、洞爺湖でもそうでしたけれども、やはり海外誘客であったりとか、特にMICEと言われる国際会議の誘致等についてはやはり外せない取組になろうかというふうに思っております。

そして、また、いろんな御意見もあると思いますけれども、伊勢神宮という非常に神聖な場所において、例えば天皇陛下がお見えになれる機会もこれからも何回もあるでしょうし、毎年、首脳も首相はじめ来ていただい

る、こういった三重県において、ドローン等の小型無人機における脅威をいかに排除するののかということにおいて、この条例をつくっていただくということの意義というのは非常に大きいものがあるかと思えます。

この条例の中身、細かく言い出すと切りがないんですが、一つ気になっているのが、規制する期間というのが平成28年3月27日から5月28日まで、まさにサミット開催時限定というふうな期間限定の条例の骨子案になっています。規制する場所というのは大きく2カ所ありまして、1カ所は主会場と思われる志摩市内の賢島とその陸地からというところ、それともう一つが要人等の訪問先で知事が定める区域という2点になっています。

サミットに関して言えば、志摩市の賢島周辺というのはまさにサミット開催時限定でも私は構わないと思っているんですが、要人等の知事が定める区域、これは告示行為によって、告示することによって、その区域を明らかにするわけですけれども、この区域については、サミットが終わった後を考えてときに、また同様というか、同規模のということはないにせよ、そういう要人が来るような会議であったりとか、先ほど申し上げた天皇陛下が見えるときだとか、それから、これからある国体だとか、全国菓子大博覧会だとか、多くの人が集まる、そういう機会のときにも、こういう条例が三重県はあって、必要に応じて知事が区域を指定して一定の期間規制をするんだよということが用意がされていることというのが非常に三重県にとっても強みにもなり得るのではないかなというふうに思っております。

6月定例会議のときにも、私のほうからそういう質問、提案もさせていただいたところなんですが、今回は、要人等が来る知事が定める区域についてもサミット開催時限定とされていらっしゃる、ここについて、私はこの部分だけは恒久的な条例の措置とするべきではないかな、また、航空法の見直しもなされ、9月4日に成立しましたが、御承知のとおり航空法でドローン等を飛ばしちゃいけないところというのは人口密集地というところが中心になっております。そういった観点からも、やはり航空法の改正においても、今回の私が申し上げているような、県で新たなMICE、要人等を呼んだ会

議をするときであったりとか、天皇陛下がお見えになるときだとか、国体だとか大規模イベントのときに対応する条例というものがやはりあるべきではないかなというふうに思うんですが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○知事（鈴木英敬） 今、中嶋議員がおっしゃっていただいたように、航空法が改正され、今、官邸などのドローン規制の法律が参議院で審議されているわけですが、今おっしゃっていただいた部分を恒久化するかどうかなどについてを考えるに当たって考慮すべきポイントというのが三つぐらいあると思うんですけども、一つは、小型無人機の規制と振興のバランスというのの一つあると思います。もう一つは、伊勢志摩サミットというものが終わってもそこを規制するという大義があるかどうかということが二つ目のポイントだと思います。それから、三つ目は、実は今回、今参議院で審議されている法律の附則に、国の機関とかは小型無人機とかの危険などの未然防止のあり方について、今後速やかに検討して必要な措置を講じるというふうに書いてあるので、これを踏まえて国がどういう小型無人機に対する考え方をとってくるのかと。

今申し上げたような三つぐらいのポイントがあると思いますので、まずは国の動向がはっきりしない中ですから、我々としてはサミットのところにおいて危機管理という大義がある部分の条例を制定させていただいて、そして御審議いただいて、その後、国の今申し上げたような三つぐらいのポイントなどの動向を見ながらそれを本来残していくべきなのかどうかということを議論していければというふうに考えております。

以上です。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 国の、おっしゃられた三つのポイントが今後の法改正の中でどこまで、許可制の問題であったりだとか、そんな話も若干聞こえてくる場所であるんですが、どこまでその有効性があるものなのかということの判断というのは非常に重要だということは理解するところであります。

一方で、申し上げているように、三重県ではこういうことが、ドローンというのはその有用性もあしながら、やっぱり悪用されるおそれというものもある、そのリスク管理が非常に行き届いた県であるということの強みというものもを伸ばすというところのメリット面もよく御配慮をいただきながら、今後の11月と予定されています条例提出時に改めてその検討状況を見させていただいて議論したいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 次に、岡野恵美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） お許しをいただきましたので、岡野恵美議員の地域医療構想と三重県の責任についてという、その中で、病床数の削減についての部分で関連質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

この病床削減については今に起こったことではなくて、これまでも多くこのことが医療改革という名のもとで進められてまいりました。

2012年にNHKの「クローズアップ現代」で「もう病院で死ねない」という番組がありまして、大変ショッキングな報道だというふうに皆さん捉えられたと思うんですけども、私たち地方議員には、行政の現場の皆さんもそうだと思いますけれども、今、地域医療構想で話し合われているベッド数、病床数の削減の以前の、今現在におきましても、ベッド数の削減、病床数の削減によって病院からの追い出しが行われている現実がたくさん知り得ている状況だと思うんです。そのことを踏まえていただいているのかということなんです。

両手両足麻痺で寝たきりで、口から食事をとれずに胃瘻をしています。それでも、病状が安定したということで高齢の妻が家に返されて、高齢の夫が介護保険も使いながらですけれども看病をしている。その困難は看病する側

にもあるけれども、本人さん、患者さん自体の、本当に濟まない、大変だ、もう病院に帰してくれ、本当は家にいたいけど帰してくれと、そんな悲痛な叫びになっています。

今まで、長期入院が必要な患者さんは療養病床に移りましたけれども、2006年の国が診療報酬を改定したときと同時に、療養病床削減がそのときもかけられています。そんな状況の中で、患者さんは結局家で療養しなければならなくなっているという事実が、たくさんたくさん事例があるんです。

抗がん剤で抗がん治療をして、点滴をつけたまま、入院することなく家に帰されて針を抜いたりする、そういうことは自分でやってください。これは、家族がいればまだしも、そういう状況じゃない方にとっては大変不安がいっぱい、病気に対する不安とともに、医療に対する不安感というのが追い打ちをかけて、病状を回復に向かわせないという、そんな治療効果も半減するということがあると私はあると思っています。

こういったことの中で、私は去年の夏に大変な事例に出会いました。

生活保護を受けたり、そして、また解消したりすることを続けていらっしやる50代後半の男性、少し不自由がありますのでなかなか仕事が継続できないという方が生活保護の申請をして、保護費をとりに来てくださいという連絡をしても連絡がつかない。けれども、役所の方が訪問をしても、ポストには郵送物が詰まったまま、応答がインターホンでもない、外から見ても動きがない、そんな日が続きました。

これはもう大変だということで相談があって、私も一緒に不動産屋の方と警察と踏み込みました。一番奥の部屋で布団に横たわって、しゃべることもできず、そして、動くことももちろんできない状態で、息をしていたから私は大きな事件にはならなかったと大変びっくりしたときにほっとしながら救急車で搬送をして、ところが、病院では検査をして点滴をしたら帰ってください。2階のアパートに帰ってもなすすべもない。そんな状況で今あるわけです。

十分な説明が本人さんもうできないということがあるのかもしれない。たま

たま私が同行していたから役所の方が必死になって地域の病院を探して、何とかそこへ入って1年たちますけれども、まだ足腰が立ちません。つまり、動くことができない衰弱をそのときしてしまったということなんです。

話を聞いてみると、私たちが踏み込む10日前に、やっぱり不動産屋の方が住居費が払われないということで踏み込んだ。そして、救急車をやっぱり同じような状態だったから呼んだ。大きな病院に運んだ。帰された。何ともしがたいその方は、水だけコップ1杯枕元に置いて何ともできなかった。2回目だったんですね。

そんなことが現実には起こっているという現状が、今、今回の数の算定に当たっての必要病床数の中には省かれた形で入っているという現実を、健康福祉部長、今回のこの地域医療構想をつくっていくに当たりまして、こういう状況の中で本当に、今後、医療と、それから福祉と、そして健康ということは密接につながっていると思うんですけれども、この地域医療構想は数字だけを追うわけではないとか、十分に慎重に考えるというお答えはいただいていますけれども、この病床数の削減について、健康福祉部としてのお考えを、部長としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 地域医療構想についてのお尋ねでございますので私のほうから御答弁させていただきます。

2点ございます。

一つは、病床数削減ありきで今回の議論を進めるつもりはないというところでございます。今回の必要病床数につきましては将来の推計人口等からはじき出された客観的なデータでございまして、今後の三重県の人口の状況を考えますと、これはこれで冷静に受けとめる必要があると考えておりますけれども、データのみで議論を進めていくことはリスクを伴うと考えておりまして、先ほどもお答えいたしましたように、地域の関係者の御意見、お考え等を丁寧にお伺いしながら議論を進めていく必要があると考えております。

もう1点は、この地域医療構想の目的の一つでございますけれども、医療機能の分化、連携によりまして、患者に早期に住みなれた地域に復帰してい

ただくというところがあるという点でございます。

例えばでございますけれども、急性期治療を脱した方が回復期において、適切な医療資源の分配のもと、ちゃんとリハビリ訓練等を受けまして早期に復帰していただく、そういったこともあるわけでございますので、地域医療構想の策定は患者の追い出しということではなく、むしろ患者の早期の復帰という目的にも資するものだと考えて策定を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、病床削減ありきということではなくて、拙速に、また、性急に事を進めるのではなく、慎重に丁寧に関係者と議論を進めながら地域医療構想を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 健康福祉部長に全体としての考えをお伺いしたかったんです。

これは、もちろん先ほどから数だけで物事は考えられないということももう聞いておりますから、けれども、その中にこんな現実があることをわかっているんですか。それを踏まえて、もちろん地域の声も聞き、患者の声を聞き、このようなことが進めていってもらわな困るわけですがけれども、今現在においてもこんな状況なんです。

ベッド数だけじゃなくて、ほかにも包含されている問題は地域医療構想の中にはあるんですけれども、今はこの点についてお伺いをしています。

今紹介をしたような皆さんは、例えば急性期の病院にはいられない。もちろん急性期ですから。そうしたら、きちんとした受け皿があるんでしょうか。それをつくっていくことを、今、一生懸命されていると思うんです、市町でも。そして、県はそれを指導していると思うんです。けれども、それが本当にできているかどうかということが大きく問題だなということがありますよね。

高知県では健康福祉部の担当の方から、やっぱり病院ベッド数の削減とい

うのは、地域の特に山間地といいますか、人口が少なくなっている小さなまちでは特に大きな問題になってくると。今、受け皿として病床数全体を考えたときに、機能別ではあるけれども、必要などころに今でさえ足りないけれども、まだそれがあるから、それをまた少なくしていくことは大きく問題がありと発言もされております。

本当に地域の現状をしっかりと見ていただいて、こういうことが継続して起こらないように、入院難民であるとか、それからみとり難民であるとかという言葉がちよっと出てきましたけれども、こういう言葉が固有名詞としてまちの中で言われなくていいような形に、三重県として、それこそ国に対して大きく、こういう形ではやっていけないんだよと、そういうふうに物申していただきたいと私は思っています。

憲法9条がないがしろにされる、踏みにじりにされる暴挙がありましたけれども、私は憲法25条が、これまでもこの医療改革と言われる中で、25条を踏みつけにする、そういった医療行政が、福祉行政が行われているんじゃないかという、そのように思っています。

三重県としてしっかりとした対応をしていただきますようお願いをいたします。本当に地域で実態をつかまえて、この数自体、大変な闇に隠れた部分の中で、数にこだわらないといってもその数が出ているわけですから、その数が本当ですかということをお訴えして関連質問を終わりたいと思います。（拍手）

○副議長（中森博文） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（中森博文） お諮りいたします。明25日から29日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中森博文） 御異議なしと認め、明25日から29日までは休会とする

ことに決定いたしました。

9月30日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時24分散会